

タイトル	ルソーのアソシアシオン論とマルクスのアソシエーション論：マルクスは、ルソーから何を発見したか
著者	野口，敏夫；Noguchi, Toshio
引用	北海学園大学大学院経済学研究科 研究年報(17): 13-33
発行日	2017-03-31

〈研究ノート〉

ルソーのアソシアシオン論とマルクスのアソシエーション論

—— マルクスは、ルソーから何を発見したか ——

野 口 敏 夫

はじめに

現代の資本主義社会は、巨大な社会的生産力を制御できずに、グローバル化下での一部富裕層への富の集中と世界的規模での貧困化と格差の拡大、CO²増大による温暖化や大気汚染などの環境破壊などが露呈し、その行き詰まりは誰が見ても明らかであり、さらにはソ連・東欧の20世紀の「現存社会主義」の崩壊する中で、資本主義社会の進むべき方向性が見出せず、政治的・経済的な混乱がますます拡大しているのが現状である。

そのような中で、マルクスの社会変革論、未来社会論として「アソシエーション」をキーワードとした社会把握の理論構築が改めて、さまざまな論者¹によって展開されている。これらの諸理論は、マルクスの未来社会論に立ち返り、現代の資本主義社会の到達点を解明し、「現存社会主義」社会とは異なる、21世紀の資本主義社会からの発展過程である未来社会の理論＝思想に大きな影響を与えるであろう。今後さまざまな視点からアソシエーション論をめぐる多くの論争が展開され、深められることは明らかである。

そこで、以下の問題意識、研究課題、方法に基づき、近代社会を切り開いた二人の思想家である18世紀のルソーのアソシアシオン論と19世紀のマルクスのアソシエーション論を、先行研究に学び、整理していく。

1. 問題意識

第1にJ.J.ルソーは18世紀に人民主権を唱え、国家論（国法の諸原理）の根幹で、アソシアシオン論を『社会契約論』で展開し、結社形態＝結合の一形態による各人の自由意思にもとづく社会の成立を呼びかけている。また、マルクスも、資本主義的生産様式の中から自由な諸個人がアソシエイトした社会を産み出していくという理論を展開している。両者には、アソシアシオン＝アソシエーションという共通の概念で社会システムを論究

しているので、両者の内容的な共通点や差異を明らかにしてみたい。

第2に、前項と関連するのであるが、若きマルクスは、1843年にルソーの『社会契約論』の抜粋を「クロイツナハノート」として書き記している。マルクスが書いた抜粋ノートを読み取ることによってルソーの『社会契約論』から何を学び取り、マルクスの理論形成にどのように生かされているかを探究していく。

以上のような問題意識のもとに研究の課題を次のように設定した。

2. 研究課題

第1に、ルソーのアソシアシオン論を『社会契約論』をもとに整理するとともに、ルソーの国家論（国法論）、人権論の中にどのように位置づけられているのかを明らかにする。

第2に、マルクスのアソシエーション論を未来社会論として資本主義的生産様式の内部の中に位置づけられていることをとらえる。マルクスが資本主義的生産様式の中から発見した新しい社会＝アソシエーションがどういう社会の萌芽なのか、その主体であるべき「アソシエイトする諸個人」とはいかなる人格なのかを追究してみたい。

第3に、マルクスは先行するルソーのアソシアシオン論から何を見出し、何を批判的に取り入れて、自らのアソシエーション論をより豊かな内容にしていっていったのかを明らかにしていきたい。

以上の課題を追究するに当たって、筆者が取った方法は以下のとおりである。

3. 研究及び叙述の方法

第1に、ルソー、マルクスのいずれをも論じるにあたっては、変革の視点に立って確立されるであろう社会を想定して述べていく。ルソーは、18世紀の封建制の解体から近代社会＝資本主義社会の確立にあたっての国家のありよう、人民主権の果たす役割について言及している。また、マルクスは、資本主義社会の徹底した分析から、新社会（従来の社会主義社会、共産主義社会）への発展

¹ 主な論者としては、田畑稔氏、大谷禎之介氏、小松善雄氏、田中清助氏、秋葉節夫氏などがある。各論者の著作については巻末の参考文献欄に掲載しておく。

過程について「アソシエーション」概念を用いてその移行過程と来たるべき新社会の本質を展開している。そこで、「アソシエイトした労働」、「アソシエイトした諸個人」、「アソシエーション」等の概念をキーワードにして、資本主義的生産様式からアソシエーション社会がどのようにして産み出されるかを追跡して、マルクスのアソシエーション論を整理していく。

ルソー、マルクスの理論的接点を明らかにし、ルソーのアソシアシオン論がどのようにマルクスのアソシエーション論に影響を与え、マルクスのアソシエーション論がどのように確立したのかを明らかにしたい。

第2に、ルソーの思想は、政治哲学、宗教哲学、教育論、小説、自伝等、幅広く奥が深く、国家論(国法論)、人民論を理解するうえでは、いずれも重要であるが、筆者の能力もあり、国家論、人権論の文献である『社会契約論』、『人間不平等起源論』に限定して取り上げることにする。

第3に、マルクスのアソシエーション論については、『資本論』草稿が書かれ、『資本論』第1部が刊行した中期マルクスともいべき60年代前後を中心とした文献を取り上げる。したがって、マルクスのアソシエーション論に影響を与えたであろうサン・シモン、フーリエ、シャルル・フーリエ、ロバート・オーエン等々の初期社会主義者²については基本的に本論では言及しない。

但し、ルソーの『社会契約論』との関連で『クロイツナハノート』を書いた1843年の『ヘーゲル法哲学の批判からヘーゲル国法論の批判』については簡単にふれ、『ユダヤ人問題によせて』は諸説をもとに検討する。

【注】本論文について、次のことを確認する。

- ・邦訳はルソーの『社会契約論』については作田啓一訳(白水ブックス)を使用し、岩波文庫版、光文庫版も参考にした。『人間不平等起源論』については、本田喜代治・平岡昇訳(岩波文庫)を使用した。なお、volonté générale、volonté particulières、volonté de tous は、それぞれ一般意思、特殊意思、全体意思の訳語を採用にした。同様に volonte の訳語は、「意志」ではなく、「意思」を使用する。
- ・マルクスの邦訳は、『資本論』については新日本出版社版を、その他は『マルクス・エンゲルス全集』(大月書店)を使用した。なお、『クロイツナハノート』はまだ邦訳がないので、MEGA 第2部門第2巻を使用した。訳は、マルクスが抜粋際に除いた箇所は省略し、上記の作田訳を用いた。
- ・訳出に当たっては、いずれも筆者が変更した箇所がある。
- ・ルソーの『社会契約論』その他の文献の講読に当たっては、小林淑憲教授のご指導を受けた。また、さまざまなルソーの文献や関連する論文を紹介していただいた。
- ・マルクスのアソシエーション論については、神山義治教授のご指導を受けた。また、ルソーとマルクスの関連について貴重なご教授を受けた。

²『資料イギリス初期社会主義 オーエンとチャーティズム』都築忠七編、平凡社、1975年、参照。

『アソシアシオンの想像力 初期社会主義思想への新視角』『社会思想史の窓』発刊会編、平凡社、1989年、参照。

I. ルソーのアソシアシオン論

1. 『社会契約論』における国家論及び人権論

ルソーはアソシアシオン論を『社会契約論』の中で数多く展開しており、アソシアシオンは重要な概念として使用されている。ここでは、ルソーのアソシアシオン論に入る前に、『社会契約論』の概要をルソーのアソシアシオンに関連させて紹介する。『社会契約論』においてルソーの国家論、国法の諸原理、人権思想について明らかにすることは、ルソーのアソシアシオン論を理解するうえでたいへん重要に思われる。

(1) 人民が自由を獲得する根拠と社会

第1篇第1章の冒頭は「人間は自由なものとして生まれたが、しかもいたるところで鉄鎖につながれている」という文で始まり、第1篇の主題について、「社会秩序は神聖な権利」であり、この権利は自然から生まれるものではなく、「いくつかの約束にもとづく」ものであり、「これらの約束がどんなものかを知る」ことであると述べている³。

ルソーは、人間は生まれながらにして自然状態で自由を獲得しているが、自然状態のままでいると、「自らの利害を最優先するため、人と人の関係では争いが起き、国家間では戦争が起きる」と考え、さらに未開人から脱出して文明人になると、「冶金と農業とは、その発明によってこの大きな革命を生みだした二つの技術であった。人間を文明化し、人間を堕落させたものは、詩人からみれば金と銀とであるが、哲学者からみれば鉄と小麦とである⁴」ととらえ、ヨーロッパの文明化が人間を道徳的に堕落させ、私有と不平等をはびこらせ、政治社会を崩壊させると考えたのである。そこで、「人間は新しい力をつくりだすことはできず、現に持っている諸力を結びつけ、方向を与えることができるだけであるから、生き残ってゆくために、障害の抵抗に打ち勝てるようにみなが集まって諸力の総和をつくりだし、これらの力をただ一つの原動力で動かして、共同の活動に向けることしか、他に方法はない⁵」と断言している。

平田清明氏によると、この文章は「ルソーが念頭に抱いた市民社会の商品経済社会としての予感⁶」の表現であり、社会における「力の総和」とは、多数者の協力においてのみ生まれるものであり、「商品生産社会の生産力の総体」=「社会的な分業にもとづく社会的な協業力」

³ ルソー『社会契約論』、P12。

⁴ ルソー『人間不平等起源論』、P96-97。

⁵ ルソー『社会契約論』、P26-27。

⁶ 平田清明「J.J. ルソーの社会契約論——市民社会(再)形成の法理——」八木紀一郎・大町慎浩編『市民社会思想の古典と現代』有斐閣1996年、P26-27。

なのである。以上のことについて、親の代からの時計職人であったルソーは、来るべき市民社会が商品経済社会を現実の協業や分業を通して感じとっていたのであろう。

そこで、ルソーは、個々人の共同の力を政治体に結合させる方法をどのように描いたのであろうか。

（2）社会契約とは何か

上記の総和は多くの人々の協力によってしか成し遂げることができない。しかし、各人は自己保存を最優先にするのであるから、各人が損失なく、配慮の義務を欠くこともなく、人の生存にとっての第1の手段である各人の力と自由を捧げることができるかである。

ルソーは「社会契約」を次の言葉であらわす。

「各構成員の身体と財産とを、共同の力のすべてを捧げて防衛し保護する結社形態を発見すること。そして、この結社形態は、それを通して各人がすべての人と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前の同じように自由なままでいられる形態であること」。これこそ根本的な問題であり、社会契約がそれに解決を与える。（ルソー『社会契約論』P27）〔筆者注「2. ルソーのアソシアシオン論の特徴(1) ②『社会契約論』における association の使用箇所例」2と同文〕

ここで、ルソーのアソシアシオン論の根本問題が端的に表現され、さらにこの解決策が社会契約であることも明言されている。社会契約の論理構造は、自発的に各構成員（de chaque associé）つまり諸個人の共同の力のすべてを発揮して、各構成員の「身体と財産」＝公共の福祉を守るため、結社形態＝結合の一形態を見出すのである。そこで、各人は自分のすべてのもの（生命と財産）を政治体に差し出し、無になることで、これらの行為をすべての構成員が同じ条件で行うのですべてが平等になり、これまでの自然的自由から、一般意思にもとづいて結社＝社会と契約を結び社会的自由を獲得するのである。

（3）ルソーの時代のジュネーヴ共和国の身分制社会について

ルソーは『社会契約論』の表題に「ジュネーヴの市民 J・J・ルソー」と書き、1754年の『人間不平等起源論』の冒頭に「ジュネーヴ共和国に捧げる」という長文の献辞を添えている。これらのことからルソーはジュネーヴ共和国にたいする並々ならぬ思い入れがあり、と同時『社会契約論』ではジュネーヴ共和国の統治論、国家論を理想的な都市国家として想定して書いている。

ところで、『社会契約論』の内容に入る前に、18世紀のルソーが活躍したジュネーヴ共和国は、どのような階層的・身分的社会であったのか。『社会契約論』がどのような社会上の中で書かれたか、その背景を確認しておく。

小林淑憲氏は、ジュネーヴ共和国の歴史的状況、身分構造と人口構成、国家構造、身分と国政などについて詳

細に述べている⁷。そこにはジュネーヴ共和国の現実の社会像が身分制社会として浮かび上がってくる。

当時のジュネーヴは、国民が自分たちの代表を選出し、代表が憲法に基づいて議会運営をする比較的規模の大きな、いわゆる近代国民国家とは著しく異なる。……むしろイタリアなどによく見られる小規模の都市国家に類似するといつてよい。元来司教都市であったジュネーヴは、周囲を城壁で囲み、提示に縄文を開閉することで人的・物的流入を管理していた。また周辺の農村を含めた地域において商工業の中心地でもあった。……。

16世紀前半、ジュネーヴは、それまで司教都市としての地位、およびそれと密接な関係であったサヴォア公の影響下からの離脱・独立を達成し、その後対内的には、独立国家として、カルヴァン等による内政改革を経験した。対外的には、……スイスの諸都市との関係強化に努めていた。経済・商業の面では、伝統的な時計製造業が盛んに営まれている傍ら、金融・銀行業を営む者も18世紀初頭から次第に増え、ジュネーヴはフランスの「領土外銀行」とさえ呼ばれていた。……。

ジュネーヴは独立国家であったとはいえ、周囲を大國に取り囲まれた弱小國に過ぎない。とりわけカトリック國のフランスは、プロテスタンティズムの発信地であるジュネーヴを常に警戒し、例えば後述する内乱に際して、チューリヒやベルンなど、スイスの他の有力都市とともに、その内政に容喙することもあった。……。

人々の身分は五つに分かれていた。すなわち、公民（Citoyen）、ブルジョワ（Bourgeois）、出生民（Natif）、居住民（Habitant）、服従民（Sujet）である。主要な官職に就く権利を享受する公民たる資格は、公民またはブルジョワの子としてジュネーヴの城壁内に生まれた者のみに与えられた。したがってたとえ公民の息子であっても、城壁外で生まれた者はブルジョワとされた。ブルジョワは、参事会が発行するブルジョワ証書（Lettre de Bourgeoisie）を購入することによって、あらゆる種類の商売を営む権利を享受し、かつ総会に出席し、投票する権利を与えられた。ブルジョワの身分は裁判によって剥奪される場合以外に失われることはない。公民とブルジョワとの決定的な相違点は、公民がジュネーヴの主要な官職に選出される資格を有しているのに対して、ブルジョワにはそのような資格は与えられていなかった点である。出生民とは居住民の子で、かつジュネーヴ国内で生まれた者を指す。居住民とは、ジュネーヴに居住する権利を買った外国人である。服従民の多くは、ジュネーヴの支配の及ぶ地域の農民、偶然ジュネーヴにやってきた流民、傭兵等を指す。

これら五つの身分はまた、以下の三つの階層に区分にし直すこともできる。すなわち、貴族（Patricat）、ブルジョワジー、下層民である。貴族は、少数の公民の家系からなる永続的な寡頭政によって、実質的にジュネーヴを支配していた人々である。つまり古代共和政ローマと同様に、公民の中でも支配層に属する人々を「貴族」と呼んでいた。ブルジョアジーは、貴族に含まれない公民とブルジョワとからなり、総会に出席する権利をもった者である。彼らの多くは時計職人であった。下層民は、出生民、居住民、服従民から、彼らは如何なる政治的権利も享受せず、その経済的権利も極めて制限されていた。

当時のジュネーヴの総人口は、20000から25000人と推定され、このうち1500名前後の成人男子が（25歳以上の家長）の公民及びブルジョワが総会（le Conseil Général）を構成する。総会の権限は、立法、宣戦・講和、同盟、課税等の承認、主要な為政者の選挙等の諸事項である。しかしながら、総会は後述する二百人会（le Conseil des Deux-Cents, ou le

⁷ 小林淑憲「『社会契約論』は普遍理論だろうか？」『北海学園大学学術論集』第132号（2007年6月）、北海学園大学経済学部、P37-39。

Grand Conseil) によって付託された事項の外は、如何なる事項も決議し得なかった。……。二百人会は、1738 年以降は 250 名の公民及びブルジョアによって構成されていた。二百人会の権限は、特赦、貨幣鑄造、民事訴訟第二審理、官吏の候補者名簿を後述の参事会に提出すること、国家のために有益であることと判断された意見を参事会への提出等であった。しかし、二百人会もまた、参事会によって付託された事項のみ決議した。さらにこの 250 名の構成員は、1768 年間では全員が参事会によって選出されていた。

参事会 (le Peit Conseil) は、別名 25 人会 (le Conseil des Vingt-Cinq) といい、その名のとおり、終身の 25 名の公民によって構成されていた。欠員が生じた場合には、自ら 2 名の候補者を立て二百人会に選挙させた。参事会の権限は、民事・刑事双方訴訟の最終審を審理し、死刑の宣告及び執行、産業の統制、ブルジョア証書の発行等を行った。参事会の中には、任期一年の 4 名の市長 (Syndic) が含まれる。市長の再選には 4 年の期間をあげなければならない。この 4 名の市長は、参事会が予め 8 名の候補者から、総会が通常毎年二月に選挙した。彼らは行政の全ての部署に参加し、とりわけ首席市長 (le premier syndic) は、総会、二百人会、参事会の議長を兼任した。これらの主要な評議会に加えて、六十人会 (le Conseil des Soixantes) は、参事会の 25 名と二百人会から選出された 35 名とからなり、外交の事項と国家機密に関わる事項とに関して審議する臨時の評議会である。……。以上のいわば世俗の評議会の他に、正当教義と習俗を監督する宗務局 (la Consistoire) が存在した。その構成員はジュネーヴの牧師 (pasteur) と、4 名の市長を含む俗人となる (注以下参考文献が記載されているが省略する)。

以上のように記述されており、ジュネーヴ共和国の外観、及び共和国内の身分制度、国家の行政組織が明らかになってくる。そこで、改めて整理することにする。

第 1 に、ルソーの時代のジュネーヴ共和国は、5 つの身分から構成される社会であり、また、国家全体としては、名門といわれる少数の特権的な家系による寡頭支配が行われていた。高々 275 名程度の人々が市長、参事会、二百人会の構成し、多くの重要な行政権限と人事権を有しているのを見て明らかである。

第 2 に、人民と呼ばれ、主権 (立法権) を有しているのは、市民 (citoyen)、ブルジョワという身分層で、25 歳以上の成人男子に限られている。その家族である女性は含まれず、他の身分、居住民、出生民、隷属民には国政に関与する権利などは全く与えられていない。人口比率で見れば、ジュネーヴの総人口は 25000 人前後であり、人民と呼ばれ、主権を有している人々は 1500 人程度である。主権者は極々少数者であるのが実態である。

しかし、1760 年代までは、市民 (citoyen)、ブルジョワと居住民、出生民、隷属民との直接的な利害対立が顕著化していなかったようである⁸。居住民、出生民、隷属民などの政治的、経済的な自立が望める段階に達していなかったのである。

第 3 に、しかしながら、封建制が商業や工業の発展に伴い人格的依存関係が徐々に解体し、絶対的な権力を持っていた国王や領主、キリスト教の宗教勢力、貴族などが衰退する中で、国政に関わってきた市民 (citoyen) や資本主義勃興の担い手である商工業者 (ブルジョワ) が自由と平等を掲げ、民主主義の獲得をめざして徐々に立ち上がっていく姿を反映しているのである。近代社会の確立と資本主義的生産の生成期・確立期におけるブルジョワが社会の担い手としての発展と勝利を迎える社会であり、さらに自分の足で立つ独自の資本主義的生産様式の真の担い手である労働者階級の誕生と確立までにはまだ時間を要するのである。

(4) 主権と一般意思及び権力

(3) では、ジュネーヴ共和国の実態とその背景をみてきたが、ここからは、ルソーの社会契約にもとづく理想国家の理念についてみることにする。

ルソーは、「一般意思のみが、公共の福祉という国家設立の目的に従って、国家の諸々の力を指導すること」ができ、「社会はもっぱらこの共通の利益にもとづいて統治されなければならない」とし、「主権とは一般意思の行使にはからならないのだから、決して譲り渡すことはできない」と断言している。また、「権力は譲り渡すこともできよう。しかし、意思はできない」とも述べている⁹。さらにルソーは、「主権は譲り渡すことができないのと同じ理由で分割もできない」と言う。

(5) 都市国家、共和国、政治体、国家の関係とは、人民、市民、臣民の関係とは

ルソーは『社会契約論』第 1 篇第 6 章「社会契約において」で、以下の用語をしばしば混同されているので、整理が必要であるとして取り上げている。

(結社行為 (cet acte d'association) によって)、各々個人が全ての他者と結びつく形成される公的人格は、かつては都市〔国家〕(Cité)、今は共和国 (République) または政治体 (corp politique) と名づけられている。それが受動的な面でもとえられる場合は、その構成員によって国家 (Etat) と呼ばれ、能動的な面でもとえられる場合は、主権者 (Souverain) と呼ばれる。他の同様の公的人格と比べるときは、国 (Puissance) と呼ばれる。構成員について言えば、集合的には人民 (peuple) という名称を持ち、主権者として参加する個々の単位は市民 (Citoyens)、国家の法に従うものとしては臣民〔= 統治者〕(Sujets) と呼ばれる。(ルソー『社会契約論』、P29)

結社行為 = 結合行為によって形成された公的人格は、かつて都市〔国家〕(Cité)、今は共和国 (République) = 政治体 (corp politique) と呼ばれ、構成員からは受動的 = 法的秩序の維持の側面としては国家 (Etat)、能動的 = 法的秩序の創造の側面としては主権者 (Souverain)、他の同種のものと比べたときには国 (Puissance) と呼ばれ

⁸ 川合清隆『ルソーとジュネーヴ共和国 人民主権論の成立』名古屋大学出版会、P25-26 参照。なお、川合氏は、本書においてジュネーヴの歴史的背景やルソーのジュネーヴとの関わりについて詳細に記述している。

⁹ ルソー『社会契約論』、P41。

る関係であると、整理している。

構成員については、集合的には人民（peuple）、主権者として立法に主体的に参加する個々の単位は市民（Citoyens）、国家の法に義務として従うものとしては臣民〔＝被治者〕（Sujets）と、呼ばれるのである。つまり、人民とは、主権者としては市民で、法の義務者としては臣民である。

また、ルソーは次のように言う。「政治の本質は、服従と自由が合致することであり、『臣民』と『主権者』という二つの語は盾の両面を表していて、両者は『市民』という単一の語によって統合されている¹⁰」。

（6）立法とは何か 立法者、主権者、執行者

ルソーは法とは何かについて、何箇所かで述べている。ここでは、ルソー自身が「法の行為」について述べた箇所を取り上げる。

全人民が全人民に関する法を制定するとき、人民は自分たち自身のことしか考えていない。そこで、そのとき、一つの関係が形成されるにしても、それは、ある見地から見た対象全体と他の見地から見た対象全体との関係であって、全体の何らかの分割も起こってはいない。この場合、制定の対象とされる内容は、制定する意思と同じ一般的なものである。私が法と呼ぶのはこの行為なのである。

私が法の対象はすべて一般的であると言う場合、その意味するところは、法は臣民〔＝被治者〕を団体として、また行為を抽象的なものとして考えるのであって、決して人間を個人として、行為を特殊なものとして考えるのではない、ということである。このように、法はこれまでなかった特権をもちろん制定するが、それは、特定の人を指名して、その人に特権を与えることはできない。法は市民の階級を数多くつくることができ、それぞれの階級に入りうる資格を指定することさえできないが、特定の人がどこへ入るかの許可を、名指しで与えることはできない。法は王政と世襲制を確立することができても、国王を選ぶことも、王家を指名することもできない。一言で言えば、特殊な対象に関わる一切の機能は、立法権には属さないのである。（ルソー『社会契約論』、P61-62）

ここでルソーは、人民が法をつくる時「制定の対象とされる内容は、制定する意思と同じ一般的なものを」「法と呼ぶ行為」であると言う。なぜ、法が一般的かという、法は契約により一般意思にもとづいて人民が制定したものである。したがって法は一般意思なのだから、国王を選んだり、王家を指名したりするなどの特殊な行為は立法権では出来ないと考えるのである。

また、ルソーは政治体を人間の身体に例えて、「政治体の生命の根源は主権のなかにある。立法権は国家の心臓であり、執行権はすべての部分に運動を与える国家の頭脳である¹¹」と言う。

国家の心臓である立法権が崩壊したら国家は解体する。頭脳が麻痺しても執行権が機能しないが国家は行き

続ける。国家にとって立法権が最も重要であることがわかる。それを担っているのが主権者としての市民なのである。

（7）立法者（Législateur）とはいかなる存在か

ルソーは、前述したように、人民が一般意思に導かれ政治体＝国家を形成し、その構成員＝人民だけが主権者として立法権を有すること、また、人民は立法権だけしかもてないことをも明らかにしている。ルソーは、その点を次のように述べている。

法律とは、本来社会的結合の諸条件以外の何ものでもない。法律に従う人民が法律の作成者でなければならない。社会の諸条件を規定する権限は、結合している人々だけである。しかし、彼らはどのようにして規定をつくるのだろうか。……個々人は幸福がわかっていても、これを退け、公衆は、幸福を欲しても、両者とも等しく導き手が必要なのである。……¹²。（『社会契約論』、P61-62）

ルソーは、「法律に従う人民が法律の作成者でなければならない¹³」と断定しているが、現実には、その能力、見識から見て可能であろうか。はたまた、人民同士の利害関係に翻弄されないかと疑問を呈する。そこで登場するのが、「立法者」である。立法者は「それぞれの国民に適した最良の社会規範を発見するためには優れた知性」が必要であり、「われわれ（人間）の幸福のために喜んで心」を砕き、未来の栄光を展望するような知性をもっていなければならない。立法者は、まさに「神々というべき存在」であり、あらゆる点で国家の天才でなければならない。法を起草するもの＝立法者は、何らの立法権を持たないし、持つてはならないのである。したがって、立法者とは、主権者＝人民に提案すべき法律の起草者のことであり、起草者＝立法者が外国人であることは、ギリシアの大部分の都市や、近代イタリアの諸共和国は慣習になっていた。

以上がルソーの「立法者¹⁴」について考え方であり、主権者の権力＝立法の権力との相違点である。ルソー自身、1764年8月、コルシカ独立運動のビュッテフォコ大尉の依頼を受けて『コルシカ国制案』を起草している。また、1770年ヴィエルホルスキーの依頼で『ポーランド統治論』を執筆した。このようにルソーは、自らの立法者論を実践しているのである¹⁵。

¹² この引用の前半は、「2. ルソーのアソシアシオン論の特徴」での引用の7に相当する。

¹³ ルソー『社会契約論』第2篇第6章「法について」白水社 P61。

¹⁴ 「立法者」については、マルクスの『ユダヤ人問題によせて』との関連で改めて取り上げる。本論文「Ⅲ. 3. (2)『ユダヤ人問題によせて』と『社会契約論』」、P16-19。

¹⁵ 永見文雄『ジャン＝ジャック・ルソー 自己充足の哲学』勁草書房 2012年、P331-335、参照。

小林淑憲「『社会契約論』は普遍理論だろうか?」『北海学園大学学術論集』第132号（2007年6月）、北海学園大学経済学部、参照。

¹⁰ 同上書、P139。

¹¹ 同上書、P134。

樋口陽一氏によると、日本国民も、外国人たちによる法の起草という出来事を2度経験しているのである。

「民法典の最初の起草にあたってのギュスターヴ・ボアソナード (Gustave Boissonade) の役割がそうであり、とりわけ、『外国人たち』が1946年憲法内容を準備し、それを国民が日本ではじめての女性を含む普通選挙を通して承認したものです¹⁶」と述べている。

いずれも「外国人」を介して、法の普遍的な諸原則の必然的な力を見ることができるのである。

前者は「19世紀後半の『文明諸国』の法原則であり」、後者は「『20世紀の二度にわたる言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害』(国連憲章前文)を乗り越えて再生した法原則である」と述べている。前者は後発の近代国家＝日本の成立に当たって、「日本近代法の父」と呼ばれたフランスのギュスターヴ・ボアソナードによる民法体系の確立であり、後者は平和的民主主義国家＝日本の確立のための憲法草案の提示である。このようにルソーの「立法者」論が今日の日本の法体系の中にも生かされているのである。時代をへだてているが、ルソーの「立法者」論の有効性がうかがえる。

(8) 政府と政治形態

『社会契約論』の第3篇では、君主政、貴族政、民主政などの政府形態について言及している。これまでの第1篇、第2篇の原理論的展開とは違い、政府の具体的なありようが展開されている。

最初に政府とは何か、国家における政府の位置づけについて述べている。

立法権は人民に属して、これに反し執行権は、立法権あるいは主権者としての人民一般には属しえないのである。政府は「一般意思の導きのもとにこれを行行使し、国家と主権者との間の連絡を営む適当な機関が必要であって、……その代行機関にすぎない¹⁷」。同じ箇所ですらに、「政府とは何か」と問い、それは「臣民と主権者との間に、相互の連絡のために設けられ、法の執行と社会的及び政治的自由の維持とを任務とする中間団体である¹⁸」。

つまり、政府とは人民が一般意思によって契約を結び、主権者として立法権を行行使するとともに、臣民として国家にたいする義務を負うのに必要な代行機関＝中間団体なのである。

この団体の構成員は、「行政官または国王」＝支配者と呼ばれ、団体全体は統治者 (Prince) という名称を持つ。

主権者である人民が統治者に執行権を委託し、統治者は、人民の主人公ではなく単なる主権者の使用人であり、公僕に過ぎないのである。主権者の一般意思から逸脱して、統治者が特殊意思を実行使用とした場合には社会的結合は消滅し、国家は解体してしまうので、いつでも主権者は「この権力を思いのままに制限し、変更し、取り戻すことができる¹⁹」。

以上のようにここにはルソーの国家における政府の関係が描かれている。国家が主体であり、政府は中間団体であり、従属体である。国家の担い手である主権者の人民が主人公であり、政府の統治者である行政官や国王は使用人であり、公僕に過ぎず、いつでも解任することができるのである。

次にルソーは政府形態として、民主政、貴族政、君主政の3種類をあげている。

財政基盤から見て、「君主政は富裕な国民にのみに適し、貴族政は富においても大きさにおいても中位の国家に適し、民主政は小さな貧しい国家に適する²⁰」と述べている。

民主政は、政府を全員か大多数の人民に委託し、行政官としての人民が一般の市民よりも多い政府形態である。貴族政は少数の行政官が多数の人民が統治している。君主政または王政は、政府全体を一人の行政官の手に集中させて統治する。民主政は小国に、貴族政は中規模の国に、大国に適している。さらにこれらの単一政府の統治方法は厳密には現実には存在せず、これらが合わさった混合政府として統治することが多いと指摘している。またルソーは、君主政には否定的であるが、貴族政については、財産にある程度の不平等があるという限定付きではあるが好意的に評価している。またルソーは民主政については、「真の民主政は、かつて存在したことがなかったし、これからも決して存在²¹」しないだろうし、「民主政もしくは人民政体ほど、内乱、内紛など起こりやすい政府はない²²」と断言し、さらに神々からなる人民ならば、「人民は民主政治を持って統治」するが、「これほど完璧な政体は人間には適しない²³」と明言している。意外にも民主政については否定的であるが、当時の人民に対する不信と、当時の時代の制約が読み取れる。

(9) 市民宗教の果たす役割

第4篇の最後に宗教について言及している。既存の3種類の宗教を述べた後、市民宗教について言及している。

¹⁶ 樋口陽一「第2章 国家法家としてのルソー、または『社会契約論』副題の意味すること」永見文雄ほか編『ルソーと近代 ルソーの回帰・ルソーへの回帰』風行社、2014年、P215。

¹⁷ ルソー『社会契約論』、P88。

¹⁸ 同上書、P89。

¹⁹ 同上書、P89。

²⁰ 同上書、P120。

²¹ 同上書、P102。

²² 同上書、P103。

²³ 同上書、P104。

純粋に市民的な信仰告白が必要であり、その箇条を定めるのは主権者の役目である。この箇条は厳密には宗教の教義としてではなく、それなくしてはよい市民にも忠実な臣民にもなりえないような社会性の感情として定められるのである。主権者は、それを信じることを何びとにも強制することはできないが、それを信じない者は誰であっても、国家から追放することが出来る。主権者は、彼を不信心な人間として追放しうるのでなく、非社会的な人間として、法と正義とを誠実に愛することのできない人間として、また、必要のさいに自己の生命を義務のために捧げることのできない人間として、追放しうるのである。もし、この教義を公に是認したあとで、それを信じないかのように振舞う者があれば、彼は死をもって罰せられるべきである。彼は最大の罪を犯したのだ。法の前で偽ったのだ。（ルソー『社会契約論』、P210）

この市民〔＝国家〕宗教の教義は、単純で数少なく、説明や解釈なしで、的確に表現されなければならない。強く、賢く、悲哀に満ち、予見し配慮する神の存在、来世、正しい者の幸福、悪人への懲罰、社会契約及び法律の神聖性、これらが積極的な教義である。消極的な教義については、私はそれをただ一つに留める。それは不寛容である。不寛容は、われわれが排除した諸宗派に属するものである。（同上書、P211）

上記のように『社会契約論』の最後に市民宗教をもってきているのには、人民による公共の福祉を目指して一般意思に基づく結合した政治体の結成するルソーの理論からいうと奇異に感じられるであろう。しかし、ルソーの市民宗教には人民による精神的集合体的政治体を実現するためには、市民宗教に依拠することなしには不可能であるという思いがこめられているのではないか。契約に基づく政治体＝国家が出来ても、これまでの歴史や現実の人民の様子を見て、国家の混乱や人民の墮落は防げないし、契約に基づく政治体の維持は不可能であると感じていたのではないか。つまり、構成員そのものに全幅の信頼がもてず、やはり最後は市民宗教の教義である「強く、賢く、慈愛に満ち、予見し配慮する神の存在、来世、正しい者の幸福、悪人への懲罰、社会契約および法律の神聖性²⁴」に頼るほかはないのであろう。現存するキリスト教をはじめとした既存の宗教の墮落を批判し、結合した社会の構成員に「それなくしてはよい市民にも忠実な臣民にもなりえないような社会性の感情として定められるのである²⁵」として市民宗教を要求する一文からも明らかである。

これは、18世紀に入り、政治主体で公的理念を追求する市民（citoyens）と現実的で私利私欲を追求する商工業者（ブルジョワ）の台頭による両者の乖離による政治的共同体と市民社会の分裂の危機に際していたためではないかと思われる。

次節では、『社会契約論』におけるアソシアシオンに焦点をあてて言及する。

2. ルソーのアソシアシオン論の特徴

(1) 『社会契約論』において association はいかに使用されていたのか

①ルソーが association の概念をどのように使用していたのかを跡付けることによって association の意義や国家論での位置づけが明確になるであろう。

小林氏によると、『社会契約論』における、association の使用箇所は、第1篇で5箇所、第2編で5箇所、第3篇で3箇所、第4編で1箇所、合計14箇所で使用されているということである。特に第1篇第6章「社会契約について」、第2篇第3章「一般意思はあやまることはあるか」に集中している（以下の引用の「2」、「6」）。

なお、第1篇の1箇所は association ではなく、union が使用され、association と同じ訳語である「結社」が用いられている。

②『社会契約論』における association の使用箇所例

ルソーがどのようなところで、どのような意味で association を使用しかたを検証するために、煩雑ではあるが、全てを網羅的に引用しておく。なお、association にかかわる訳語は下線で強調した。

1 群衆を服従させることと、一つの社会を統治することとのあいだには、どこまでいっても大きな違いが残るだろう。ばらばらな人々が、次々にただ一人の人間の奴隷にされるとき、それがどれほど多数であっても、そこに見られるのは、主人と奴隷だけであって、人民とその首長ではない。それは集合と言ってもよいが、結社（association）ではない。そこには公共の福祉もなければ政治体もない。たとえ一個人が世界の半分を奴隷化したとしても、この人はやはり一人の個人にすぎず、他の人々の利益から切り離された彼の利益は、やはり私利私欲にすぎない。（ルソー『社会契約論』、P25）

2 各構成員（de chaque associé）の身体と財産とを、共同の力のすべてを捧げて防衛し保護する結社形態（de chaque associé）を発見すること。そして、この結社形態は、それを通して各人がすべての人と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前の同じように自由なままでいられる形態であること。これこそ根本的な問題であり、社会契約がそれに解決を与える。

この契約で諸条項は、その結社行為の本質そのものから導かれているので、少しでも修正すれば、無意味で無効になってしまう。（同上、P27）

※ 構成員は associé の訳語である。以下同様である。但し、membre の訳語の場合もある。その都度、表記してある。

3 そのうえ、この譲渡は保留なしに行われるので、結合（l'union）はこのうえもなく完全であり、どの構成員（associé）も、もはや要求するものを何一つ持たない。なぜなら、もし、諸個人に何らかの権利が残されるとすれば、彼らと公衆〔＝人民〕とのあいだにたって裁きをつけることができるような共通の上位者はだれもない以上、各人はある点で自分自身の裁判官であることになり、やがては、あらゆることについて裁判官であることを主張するようになるからである。そうすると、自然状態が存在するように

²⁴ 同上書、P211。

²⁵ 同上書、P211。

なり、結社 (l'association) は必然的に圧制的になるか、空虚なものとなるだろう。(同上、P28)

※ 作田訳〔白水文庫版〕では、結合を association としているが、l'union の訳である。

4 この結社行為 (acte d'association) は、直ちに各契約者の個々の人格に代わって、一つの精神的で集合的な団体を生み出す。その団体は、〔これを設立する〕集会の有する投票権と同数の構成員からなり、この同じ結社行為から、その統一、その合同の自我、その生命、その意思を受ける。(同上、P29)

5 結社行為 (acte d'association) は、公衆 [= 人民] と個々人との間の約束を含むこと、また各個人は、いわば自身自身と契約しているので、二重の関係で——すなわち、主権者の構成員 (membre) としては個々人に対して、国家の構成員 (membre) としては主権者に対して——約束していることである。(同上、P30-31)

6 部分的結社 (des associations partielles) である徒党が大結社 (de ces associations devient) [= 政治体] を犠牲にしてつくられると、これらの部分的結社の各々の意志は、その構成員 (membres) に対しては一般的であるが、国家に対しては特殊になる。その場合には、もはや人々と同じ数の投票者があるのではなくて、部分的結社と同じ数の投票者があるにすぎなくなると言えよう。差の数が減少すると、その結果として一般性の程度も減少する。ついには、これらの結社の一つが非常に大きくなって他のすべての結社を圧倒するようになると、結果は、もはやさまざまなわずかな差の総和があるのではなく、ただ一つの差だけがある、ということになる。そうなれば、もはや一般意志は存在せず、勝利を占める意見は、特殊な意見であるにすぎない。(同上、P47)

7 法律とは、本来社会的結合 (de l'association civile) の諸条件以外の何ものでもない。法律に従う人民が法律の作成者でなければならない。社会の諸条件を規定する権限は、結合している人々だけに属する (qu'à ceux qui s'associent)。 (同上、P61)

8 この団体の構成員 (a les membres) は、行政官また国王、すなわち支配者と呼ばれ、またこの団体全体は統治者 (prince) という称号を持つ。だから、人民が首長に服従する行為は、決して契約ではない、という人たちの主張は、誠に理にかなっていない。この〔契約〕行為は厳密に言えば委任もしくは雇用にすぎないのであって、首長は主権者の単なる役人として、主権者から委託された権力を、主権者の名において行使しているものであり、主権者は、この権力を思いのまま制限し、変更し、取り戻すことができる。ということは、このような権力の譲渡は、社会体の本性とは両立せず、結社 (l'association) の目的に反するからである。(同上、P88-89)

9 政治的結社 (l'association politique) の目的は何か。それは、その構成員 (de membres) の保存と繁栄である。では、構成員 (membres) が保存され、繁栄していることの、最も確かな特徴は何か。それは、彼らの数であり、人口である。(同上、P127)

10 国家には、ただ一つの契約しかない。それは結社の契約 (c'est celui de l'association) であって、この契約しかないということから、他のどんな契約も排除される。前者 [= 社会契約] の侵犯とならないような、他のいかなる公共の契約も想像することはできない。(同上、P149)

11 全員一致の同意を〔成立にあたって〕必要とする法は、その本性からいって、ただ一つしかない。それは社会契約である。なぜなら、市民の結合 (l'association civile) は、あらゆるものの中で最も自発的な行為だからである。いかなる人間も生まれながらにして自由であり、自己自身の主人であるから、何びとも、彼の同意なしには、そんな口実の下でも彼を服従させることはできない。奴隷の息子は生まれながらに奴隷だと決めてしまうことは、彼が人間として生まれたのではないと決めてしまうことである。(同上、P162)

(2) ルソーはアソシアシオンをどのようにとらえているか

(1)でアソシアシオン概念に関わる全ての文章を引用したが、これを手がかりにルソーのアソシアシオンの特徴をまとめてみる。

① アソシアシオンは、一つの精神的で集合的な結社団体

アソシアシオンとは、各構成員の身体と財産とを、共同の力のすべてを捧げて共同の目的 (公共の福祉 = 幸福、自由、平等) を獲得するために、各人が自発的に政治体と契約を結ぶ社会なのである。各人はすべてを政治体に差し出すことによって同じ立場でその構成員の保存と繁栄そして自由を獲得する (2を参照)。この譲渡は例外なく行われるので、一部特定の人に権利が残ることはなく、契約によって人民は、主権者としての市民として平等に立法権を行使し、臣民として国家に義務を果たす (10を参照)。そこには、すべての人民が対等な個人として政治的に結びつき、一つの精神的で集合的な結社団体であるアソシアシオンを形成するのである (4を参照)。これが、ルソーのアソシアシオンの構想である。

② 一般意思による契約にもとづく自由な各人民が主体

ルソーの『社会契約論』の主体は、自由意思にもとづく各人民である。人民が「社会契約」によって国家を設立した目的は、生まれながらにしての自由 (自然的自由を差し出し社会的自由を獲得する) を損なうことなく、公共の福祉 = 生命と財産を守るため、法的秩序を築くことなのである (11を参照)。そのために人民は「身体とすべての能力を共同のもの」として、人民の「一般意思の最高の指揮」の下におくのである。後述するように、一般意思をもつ人民とはすべて平等で、自由な政治的結合体 = 国家の構成員なのである。しかし、ルソーが目指す理念を掲げる抽象的で政治的な市民 (シトワイアン) としての人民と、現実的で利己的な商工業者 (ブルジョワ) としての人民との間に乖離が見られてくるのである。

③ 最初の民会による全会一致による憲法制定

人民が社会契約を結び、立法権を獲得し、最初に行う行為は、民会での憲法を策定することである。契約

にもとづいた結社では、「一つの利害しかもたなかったわけだから、人民は一つの意味しかもたなかったわけ²⁶」であり、それが一般意思であり、それにもとづいて最初の民会では、全会一致で憲法を制定するのである（11を参照）。また、民会で選ばれた為政官は、人民に執行権を委託された公僕として、立法＝法律にもとづき、公共の福祉のために統治を行うのである。

④ 人民による執行権の委託と停止

政府を設立する行為は、「契約ではなく、一つの法であること」、執行権を委託された人々は、「人民の主人公ではなく、その公僕であること」、人民は、「好きなときに、彼らを任命し、解任しうること」、公僕である彼らにとって問題は「契約することではなく、服従すること」、彼らが国家から課せられた職務を引き受けた場合、「ただ市民としての義務を果たしている」に過ぎず、「どんな権利も持っていないこと²⁷」と、政府の行政官の位置づけと任務が明快に述べられている。

以上のようにルソーのアソシアシオン論は、『社会契約論』における国法の諸原理の中核的な概念であり、『社会契約論』の核心そのものであり、人民の社会福祉を実現するための人民による政治的結合体（アソシアシオン）である国家を支える人民の一般意思に基づく理念であることがわかる。つまり、ルソーのアソシアシオンは、人民による国家、法、政治レベルでの契約にもとづく結社をめざしてことが明らかになった。

それでは、次にマルクスは未来社会の展望をなぜアソシエーションと呼んだのか、マルクスのアソシエーションの核心は何であるのかを見ていくことにする。

Ⅱ. マルクスのアソシエーション

1. マルクスのアソシエーション論の核心

(1) アソシエーションがなぜ注目されるのか

① 未来社会をどう呼ぶのか

マルクスは、今ある資本主義社会を徹底的に分析し、その胎内に宿している萌芽を発見したのである²⁸。大谷禎之介氏によると、マルクスはその新社会を共産主義、社会主義ではなく、圧倒的に多くを「アソシエーション」（ドイツ語 Assoziation フランス語 association 英語 association）と呼んでいるのである。これは前節「Ⅰ」で見たようにルソーや、イギリスやフラ

ンスの初期社会主義者たちによって理想社会を呼ぶときに用いられたのである。マルクスは、彼らのこの概念を批判的に受け継ぐとともに、資本主義社会システムの徹底的な分析の中で、未来社会の概念として理論的に把握するとともに、初期マルクスから後期マルクスまで一貫してその内容を豊かにしながら、この語を最も多く使用したのである²⁹。

田畑稔氏も、大谷氏同様、マルクスが未来社会を「アソシエーション」として一貫した視点で把握していることを、代表的事例で提示している³⁰。

それでは、これまで世界中で未来社会の呼称として共産主義や社会主義が多用され、マルクスが重要視したアソシエーションがなぜ一般化しなかったのであろうか。

② アソシエーションが一般化しなかった理由

田畑氏は、「なぜ、アソシエーションは一般化しなかった」と問い、その理由を2点あげている。第1は、「基本的にはマルクスの死後、社会主義・共産主義の運動の主導的方向が、社会主義・共産主義の運動方向が、歴史的諸条件に制約されて、実践面でも理論面でも国家集権的性格を持ち続けた³¹」ためとしている。まさに現存社会主義の前に思考停止状態になったのである³²。第2は、日本特有の訳語問題である³³。訳語の不統一が見られ、概念としての統一性が欠落していたために、アソシエーションが明確な概念として取り扱われていなかったと指摘している。田畑氏は、『マルクス・エンゲルス全集』（大月書店版）から多くの訳語例を取り出している。それらのいくつかを記すと次のとおりである。協同すること、協同組合、協同団体、共同的結合、共同社会、結合、結合社会、結合体、連合、連合社会、連合体、結社、協会、組合、連帯、団体等々。このように association の訳語が多様なために、一つ of の概念として定着しなかったのである。

③ kombiniert と assoziiert とのちがいは

さらに訳語の問題では、両氏から重要な問題が指摘されている。それは kombiniert と assoziiert との訳

²⁶ ルソー『社会契約論』、P161。

²⁷ 同上書、P152。

²⁸ 大谷禎之介「第8章 資本主義はアソシエーションを懐妊し産みおとす」『マルクスのアソシエーション論』、桜井書店、P355-395。大谷氏は、アソシエーション社会を懐妊に例えて理論化している。

²⁹ 同上書、P169。なお、マルクスの association、associierte の使用例を同書で37項目も挙げて説明している。P57-74。

³⁰ 田畑稔『増補新版 マルクスとアソシエーション—マルクスの再読の試み—』、新泉社、2015年（初版1994年）、P23-26。

³¹ 同上書、P26。

³² 大谷氏も現存社会主義は本来の社会主義ではなく国家資本主義と規定している。「いわゆる『現存社会主義』は、国家資本主義と呼ばれるべき資本主義であって、マルクスが『ゴータ綱領批判』で言う『共産主義の第一段階』でも、それへの過渡期ではないと考えている」『マルクスのアソシエーション論』、桜井書店P33。氏は、同書の「第Ⅱ部 ソ連の社会は『社会主義』だったか」（P277-309）で詳細に論述している。

³³ 同上書、P26-33、参照。

語の混乱である。大谷氏の見解の結論だけを述べると、マルクスは「kombiniert という語を、ほとんどもっぱら、『結合された』という受動的な意味に用い、……『結合〔行動、連合〕した』という能動的な意味では使わなかった³⁴」と指摘し、kombiniert の主体は「能動的、主体的、意識的、自覚的に『結合する』主体になることはない」と述べている。反対に「assoziert = アソシエイトした」は、本来主体的、能動的な行為であるが、大月版をはじめ多く訳文はいずれも「結合された」と受動的に訳され、kombiniert と assoziiert との区別がついていないのである。そのため、「資本によって『結合された (kombiniert) 労働者』は、社会的な生産過程のもとで『訓練され、結合され、組織される』ことによって自覚的な『労働者階級』となり、必然的に「アソシエイトした (assoziert) 労働者たち」になって資本に「反抗」し、遂には『収奪者を収奪する』ことによって、アソシエーションに向かって前進するのである。つまり、資本によって受動的に「結合された」(kombiniert) 労働する個人が、自らを主体的に「アソシエイトした」(assoziiert) 労働する諸個人に転化するのである。こうして『アソシエイトした諸個人』が資本主義的生産様式に置き換えるのが、『アソシエイトした労働の生産様式』であり、これを基礎にするのが『アソシエーション』³⁵ 社会である。このようなマルクスの核心理論を理解できず、アソシエーションを新社会としての重要な概念として定着させてこなかったのである。kombiniert と assoziiert との訳語の明確な区別ができなかったため、assoziiert の能動的、主体的意義を適切に訳すことができなかったため、アソシエーション社会の意義を理解できなかったのである。

以上のように両氏の指摘は、内容的にも文法的にもいずれも適切に論証されており、首肯できるものである。

なお、田畑氏は、第3の問題点として、「マルクス『アソシエーション』論に光があたらなかった〈理論的な〉理由として大きいのは、『社会的編成 (die gesellschaftliche Gliederung)』とか『社会的生活過程 (der soziale Lebensprozeß)』というマルクスのカテゴリーを、われわれは『読み』ながら『読め』ていなかった³⁶」こ

とについて、詳細に論じている。しかし、ここでは指摘にとどめておく。

(2) 資本主義社会の胎内に新社会を懐妊している³⁷

新社会であるアソシエーションは、資本主義の内的発展の中から産み出される社会である。つまり、資本主義社会はその胎内に新社会を宿しているのであり、その胎児が「アソシエーション」として成長発展するのである。このように、マルクスは新社会の誕生を比喩的に妊娠になぞらえて表現している。旧社会が新社会を産み落とすのは、「市民社会」という抽象的な観念ではなく、社会的諸関連のなかにいる生きた人間、労働する諸個人によってつくりだされる社会なのである。つまり、労働する諸個人、自覚的なアソシエイトした労働する諸個人が変革主体として生産活動のなかからアソシエーションの萌芽を産み出すのである。

(3) 未来社会=アソシエーションは、資本主義社会システムの矛盾において発展する

上述のように、マルクスは、新しい社会=未来社会をアソシエーション (association) と呼び、現実の資本主義的生産様式自身の内的矛盾の発展のなかから必然的に産み出される社会システムとした。大谷氏はその特徴を次の3点に集約している。

第1に、資本主義的生産は、高度な生産力を打ち立てるといふ、その歴史的役割を果たすことによってそれ自身が生産力の発展によつての制限となり、新たな生産形態によつてとつて代わらざるをえなくなる、……。

第2に、資本の文明化傾向とマルクスが呼んだ、資本主義に内在する必然性である。すなわち、資本は世界市場の創造と全面的交通と全面的な相互依存関係とを發展させ、歴史を世界史に転化させ、……労働する個人を普遍的な世界人に發展させることによつて、ここから出てくるのは、共産主義革命は本質的に世界革命であるほかはない……。

第3に、この変革は人間によつて、労働する諸個人によつて實現される以外にはないのであつて、したがつてこの変革の必然性というもの、労働する諸個人の意識におけるこの制限の自覚の必然性と、その帰結である労働する諸個人の革命的行動の必然性を含む、……。資本主義そのもののなかで、一方では労働する諸個人が、資本主義的生産、具体的には科学的過程としての大工業における生産の担い手として、次第に、全面的に發達した個人なつていくこと、他方では彼らが、次第に、世界的に連帶した諸個人としての自覚を發展させる、……。 (大谷禎之介『マルクスのアソシエーション論—未来社会は資本主義のなかに見えている—』桜井書店 2011年 P28-29)

大谷氏の第1の指摘は、マルクスの「社会的労働の諸生産力の發展力は、資本の歴史的任務であり、歴史的存

³⁴ 大谷禎之介、同上書、P201。なお、大谷氏は同上書の第3章「『アソシエイトする』とはどういうことか」(P169-217)で詳細に論証している。assoziiert は、他動詞「結合された」ではなく、再起動詞の過去分詞であり、能動的である。

³⁵ 同上書、P214。『資本論』第1部第7篇第24章第7節「資本主義的蓄積の歴史的傾向」を想定して記述している。

³⁶ 田畑稔、同上書、「3『社会的編成』論と『アソシエーション』」。P33-48 参照。

³⁷ 大谷禎之介「第8章 資本主義はソシエーションを懐妊し産みおとす」『マルクスのアソシエーション論』桜井書店 P355-395。本論文P14の注1でも述べたが、大谷氏はこの論文で「新社会の懐妊」について詳細に述べている。

在理由である。まさにそれによって、資本は無意識のうちにより高度な生産形態の物資諸条件をつくり出す³⁸」に該当しており、資本主義の使命である社会的生産力の発展を狂気のように最大限に拡張し、その使命達成と同時にその限界により、新たな生産様式による未来社会をつくり出すことを描いている。

第2の指摘は、マルクスの「文明化作用」論である。「資本がはじめて、市民社会〔ブルジョアの社会〕を、そして社会の成員による自然及び社会的関連それ自体の普遍的取得を、つくりだすのである。ここから資本の偉大な文明化作用〔the great civilising of capital〕が生じ、資本による一つの社会段階の生産が生じるのであって、この社会段階に比べれば、それ以前のすべての段階は、人類の局地的諸発展として、自然崇拜〔Naturidolatrie〕として現われるにすぎない³⁹」。資本の果たす役割を前時代と比較しながら、グローバルな発展＝世界市場への展望を指摘するとともに、文明化の弊害も取り上げている。

第3の指摘は、その変革主体についてである。それは、大工業による全面的発達した、世界史的諸個人としての自由な諸個人なのである⁴⁰。

ここには、マルクスの共産主義＝アソシエーションの理論的内容の核心が述べられている。何よりも社会的生産力の巨大な発展が資本・賃労働という生産関係ではコントロールが出来ないほどの生きた矛盾をかかえており、この生産力の発展は、資本主義の内在的必然性をもって世界市場への拡大と、労働の主体であり変革の主体である全面的に発達した諸個人たちを大量に生み出したのである。世界規模での生産・流通の拡大は、地域を越え、国家を超えて広がるとともに、労働する諸個人の地球規模での連帯も深まり、アソシエーションを拡大進化させるのである。

2. 未来社会をどう描いたのか

(1) 自由な諸個人によるアソシエイトした労働

大谷氏は、「生産様式と社会システムとは同じものではなく、社会システムとしての資本主義社会と、その社会の基礎となり、この社会の質を規定している生産様式としての資本主義の様式とを区別することが必要である⁴¹」。と述べている。社会システムは、社会の土台である経済的側面と、それに規定され、制約された法的、政治的、イデオロギー的側面等々を含んでいる。マルクスは、アソシエーションという社会システムのもとでの生

産様式を「アソシエイトした労働の生産様式」、「アソシエイトした生産様式」と呼んでいる。

ルソーは、いわゆる上部構造である、法的、政治的側面＝国家論から市民社会（資本主義社会システム）を見ているのにたいして、マルクスは、社会の土台である資本主義的生産様式から資本主義社会システムをみているのである。さらにマルクスは、資本主義的生産様式に内在する萌芽ともいべきアソシエイトした労働の生産様式が産み出されることを発見したのである。

ここでは、未来社会での自由な諸個人によるアソシエイトした労働は如何なるものかを考えてみる。マルクスの資本主義把握は、労働に基づく実践的把握であり、対象の生きた矛盾の把握である。この視点は、のちに見るルソーのアソシアシオン論と対比する場合に重要な観点になる。

大谷氏は、次の5点にまとめている⁴²。

第1に、労働する諸個人が、主体的、能動的、自覚的にアソシエイトして行う労働である。人格依存的社会での経済的強制からの解放、さらには資本・賃労働関係における経済的共生から生まれる労働である。

第2に労働する諸個人が彼らのアソシエイトした生産した社会的生産物によって自らの欲求＝必要を充たすために行う労働である。私的労働にたいする社会的労働としてあらわれる。

第3に、アソシエイトした諸個人が全生産過程を自分で管理のもとに置き、全生産を共同して意識的・計画的に制御する行為である。したがって私的生産による無計画な商品生産が消滅していなければならない。

第4に、多数の労働する諸個人の協業として行われる社会的労働である。

第5に、主体として労働する諸個人が自然を自らの普遍の対象として、自らの協働によって自然を全面的に制御する実践的行為、すなわち、生産過程への科学の意識的適用である。

換言すれば、アソシエイトした労働は、私的労働に対立し、かつ個人的労働を社会的労働として実現し、個人的労働と社会的労働が媒介されることによってアソシエーションが形成される過程であり、この労働によって、アソシエイトした諸個人は、社会的生産全体を自らの管理下に置き、それを自分たちの共同の能力として、共同的に制御することによって、社会的労働の生産力を発展させ、生産過程を科学的過程に転化させるとともに、諸個人の個性を全面的に発展させるのである。

³⁸ マルクス『資本論』第3部、P439。

³⁹ マルクス『資本論要綱』『資本論草稿集』②、大月書店、P17-18。

⁴⁰ 神山義治「第3章 世界市場のなかでの人間の発達」基礎経済科学研究所編『未来社会を展望する一甞るマルクス』大月書店、2010年、P59-75。

⁴¹ 大谷禎之介『マルクスのアソシエーション論』、2011年、P326。

⁴² 同上書、P329-331。

(2) 協同組合的な社会・株式会社はアソシエイトした労働の生産様式への過渡形態

① 『資本論』第3部第23章「利子と企業利得」から協同組合論を考える

第3部第23章では、主に資本主義的生産の最高の発展による結果、株式会社が「所有と機能の分離」を取り上げ、機能資本家が余計な者として生産過程から退場していると述べている。協同組合工場では、そもそも資本家と労働者の生産の内部での対立はなく、「資本家が生産の機能者としては余計になったということ」を証明⁴³しており、これは、「資本家自身にとって、最高の完成に達すれば、地主を余計だと思ふの」と同様の内容である。

さらに、第23章の株式会社論の中で機能資本家の意識とはたらき、さらにはマネジャーとの関連で監督賃銀について言及している。

「労働者の側での協同組合の発展、ブルジョアジーの側での株式会社の発展につれて、企業利得と監督賃銀との混同の最後の口実の足場とられてしまう。……⁴⁴」

ここでは、監督労働が産業マネジャーによって行われることによって、彼に監督賃銀が支払われるため、機能資本家は企業利得＝他人の不払労働を得ていたことの正当性を失うのである。

② 『資本論』第3部第27章「資本主義的生産における信用の役割」から協同組合論を考える

協同組合制度を株式会社と対比することにその存在意義を明らかにするため、有井行夫氏の株式会社論を、確認しておく。

「第3部27章の株式会社通過点論は、第1部第24章の資本主義的蓄積の歴史的傾向論に呼応する。両者とも資本の「自己批判」の形態である⁴⁵」。さらに、「マルクスの株式会社論は、取得法則の転回論、歴史的傾向論と同様完成された私的所有（矛盾）を理論的尺度とする。違いは、歴史的傾向論の矛盾が視線転換によって現象するのにたいして、株式会社論では矛盾が形態化している⁴⁶」ので、株式会社において完成された私的所有とは、「所有と機能の分離」であるとし、「所有と機能の分離」論は、「生産に無関心な私的所有の抽象的本性の実現であり、一方では株主とて、他方では、労働者による労働者の搾取、敵対的自主管理として形

成化し、株式会社という同一場面において、生産的実態の欠落した人格性と人格性の欠落した社会的生産とが相互批判を行いながら、結局、分裂的に具体化している資本のシステムを自己批判している。つまり、株式会社における人格的個別と株式会社における物象的普遍を批判している⁴⁷と整理している。

有井行夫氏の理論は、難解ではあるが、ここでは株式会社が、信用制度の発展のもとで、株主＝貨幣資本家の取得と、他人の労働＝不払労働による取得を否定しているものであり、資本主義システムの存在理由＝その正当性を否定していることを主張している。

株式会社の「所有と機能の分離」論と通過点論を改めて整理すると、

第1に、株式会社は、資本主義の最高の発展過程において、私的個別的諸資本では困難だった諸企業が、株式会社の出現によって、生産規模の巨大化が可能な会社企業（社会的企業）になるのである。つまり、信用制度の下で、株式会社は、私的個別諸資本の限界を突破して、私的資本の対立物である社会的資本に転化するのである。株式会社は、資本主義的生産様式そのものの限界内での、私的所有としての資本の止揚であり、株主所有（＝社団）という特殊な私的所有への転化なのである。さらに、株式会社は、「所有と機能の分離」によりその存在理由、正当性が破綻していくのである、資本主義的生産様式そのものの限界内での、私的所有としての資本の止揚である（消極的止揚ではあるが）。

第2に、株式会社では、「所有と機能が分離」により、監督労働をマネジャーが行うために、機能資本家が余計な人格となり、貨幣資本家同様に生産過程から退場するのである。

マルクスは、さらに監督労働について考察を深め、新しい課題を提起する。機能資本家は、資本の機能全般を自らが担い、生産過程から退場した貨幣資本家にたいし、「骨折り」の行為をもって、自らの正当性を主張する。しかし、この監督労働の新たな担い手があらわれるのである。そこで、機能資本家は、再生産過程において、自らが担っていた機能を労働市場で見つけたマネジャーに担わせることにより、資本からその機能を分離され、余計な人格となり、生産過程から退場を余儀なくされるのである。まさに、機能資本家の正当性が失われるのである。

第3に、マルクスは、信用制度にもとづく株式会社を、資本主義的生産様式の最高の発展過程ととらえ、さらには資本主義的形態を止揚する通過点ととらえている。

⁴³ マルクス『資本論』第3部、P656。

⁴⁴ 同上書、P657。

⁴⁵ 有井行夫「第8章 マルクス株式会社論における人格の陶冶」基礎経済科学研究所編『未来社会を展望する一甞のマルクス』大月書店、2010年、P184。

⁴⁶ 同上書、P184。

⁴⁷ 同上書、P185-186。

株式会社に於いては、機能が資本所有から分離され、したがって労働も、生産諸手段及び余労働の所有から全く分離されている。資本主義的生産の最高の発展のこの結果こそ、資本が生産者たちの所有に、ただし、もはや個々ばらばらな生産者の私的所有としての所有ではなく、結合した生産者である彼らの所有としての、直接的な社会的所有者としての所有に、再転化するための必然的な通過点である。他方では、それは、これまではまだ資本所有として結びついていた再生産過程上の全ての機能は、結合された生産者たち⁴⁸の単なる諸機能に、社会的諸機能に、転化するための通過点⁴⁹である。（マルクス『資本論』第3部、P453）。

この通過点論＝過渡形態論は、資本主義社会から未来社会への移行を考えるうえで、株式会社だけでなく協同組合にとっても重要な理論となる。

協同組合はどのような発展を遂げるのか、株式会社論と対比しながら、煩雑ではあるが、両者の特徴を明らかにするために『資本論』第3部第27章から関連するところを引用してみよう。

資本主義的生産そのものは、指揮の労働が資本所有から全く分離されて、街頭でいつでも手に入るまでにした。それゆえ、この指揮の労働が資本家によって行われることは無用になっている。……最高の発展をとげた資本家自身が、大土地所有者を余計であるとするのと同じように、資本家が生産の機能者として余計になったということは、協同組合工場がこれを証明している（同上書、P400）〔注 下線は引用者による。以下同様〕。

監督賃銀は、商業的マネジャーに対するそれも産業的マネジャーにたいするそれも、企業利得から全く分離されたものとして現われるのであり、このことは、労働者の協同組合においても資本主義的株式企業においても同様である。企業利得からの管理賃銀の分離は、他の場合には偶然的に現われるが、ここでは恒常的である。協同組合工場の場合には、監督労働の対立的性格はなくなる。というのは、マネジャーは労働者によって支払われるのであって、労働者たちに対立して資本を代表するのではないからである（同上書、P401）。

古い形態の内部では、労働者たち自身の協同組合工場は、古い形態の最初の突破である——それらはもちろん、どこでも、それらの現実の組織においては、既存の体制のあらゆる欠陥を再生産し、また再生産せざるを得ないのであるが、しかし、これら協同組合工場の内部では、資本と労働の対立は止揚されている——たとえ最初には、労働者たちが組合として彼ら自身の資本家であるという、すなわち、生産手段と彼ら自身の労働の価値増殖に使用するという、形態において過ぎないとしても、これらの工場は、物質的生産諸力、およびこれに照応する社会的生産諸形態の一定の発展段階においては、如何にしてある生産様式からある新たな生産様式が自然に発展し形成されるかを示す。資本主義的生産様式から発生する工場制度がなければ、協同組合工場は発展しえなかったであろうし、またこの生産様式から発生する信用制度がなければやはり発展しなかったであろう。信用制度は、資本主義的私的企業が資本主義的株式会社に漸時的に転化するための主要な基盤をなすのと同じように、多かれ少なかれ国民的な規模での協同組合企業の漸次的拡大の手段を提供する資本

主義的株式企業は、協同組合企業と同様に、資本主義的生産様式から結合的生産様式への過渡形態とみなされるべきであるが、ただ対立が、前者では消極的に止揚され、後者では積極的に止揚されるのである（同上書 P456。）。

協同組合工場の内部においては、機能資本家は最初から存在せず、資本家が行っていた機能は、組合員（労働者）が労働市場からマネジャーを雇って指揮監督労働を行わせ、生産が行われている。ここで支払われる監督賃銀は、企業利得から分離して支払われる。監督労働を担うマネジャーの労賃は労働者によって支払われているのである。マネジャーの賃銀が高いのは、養育費がかかるからである。また、資本主義的企業とは違って階級対立は止揚され、監督労働の階級的性格はなくなっている。監督労働は、指揮労働として社会的労働過程での機能のみがおこなわれ、資本家の機能として剰余価値生産を直接の目標とした外的、強制的がなくなるので、労働者たちの自己疎外の意識は、徐々に解消する方向に向かうのである。しかし、商品生産が行われて、市場も存在し、私的労働と社会的労働の対立の解消がなされていないので本来の過渡期では、まだ完了しない。資本によって外的に「結合された労働」から自由な諸個人の「アソシエイトした労働」の転換が迫られている。そのためには、諸協同組合が狭い地域に限られている組織ではなく、全国で一つのアソシエイトした組織＝協同組合的社会的確立が必要である。また、この社会を守るため、資本家階級や地主階級の反撃に対抗する国家権力が必要である。個々の協同組合を発展させれば自動的に未来社会＝アソシエーションができあがるわけではない。

また、ここでマルクスが展開している協同組合は、あくまでも生産協同組合であって、消費協同組合ではない。

資本主義的企業においては、機能資本家は生産過程から退場したが、資本の支配を担うマネジャーが労働する諸個人の自己矛盾としての労働を担うことによって、生産現場では「労働者による労働者の搾取」が行われているのである。

このため、資本主義的株式企業も協同組合企業もいずれも実質的には生産過程には資本家は存在せず、資本主義的生産様式から結合的生産様式への過渡形態とみなされるのであるが、階級対立が、協同組合企業においては「積極的に止揚」され、株式会社企業においては「消極的に止揚」されるのである。

以上、マルクスの協同組合論を概括してみたが、改めて全体を整理してみると、

第1に、マルクスは、労働の社会的生産力の最高の発展、信用制度と株式会社の発展のなかで、労働者階級が実質的生み出した協同組合を「偉大な実験」と呼び、未来社会やその生産様式に「協同組合的」を冠して、「生産手段の共有にもとづいた協同組合的社会」、「協同組合的

⁴⁸ 'der assoziierten Produzenten'であるから「アソシエイトした（結合した）労働者たち」の訳の方がよい。

⁴⁹ 'Durchgangspunkt（通過点）」は、マルクスの草稿にはなく、エンゲルによる挿入。大谷慎之介氏による。

生産様式」と表現している。これはなぜか。協同組合工場には、資本家が存在せず、したがって、資本と労働の対立的性格もなく、不払労働による搾取が存在せず、自由で平等なさまざまな層の労働者たちだけで生産が可能になっているからである。

第2に、資本主義的生産様式のなかから必然的に生まれ最も発展した組織である株式会社との対比でもわかるように、株式会社が資本・賃労働の対立を「消極的に止揚」し、協同組合工場がその対立を「積極的に止揚」するとし、資本主義的生産様式から結合的生産様式への過渡形態とみなされるべきだとマルクスは考えている。ただし、マルクスは、両組織そのものが未来社会の生産組織そのものだと断定はしていない。

なお、マルクスは、1864年(ロンドン)、「国際労働者協会創立宣言⁵⁰」と、1866年(ジュネーヴ)、「暫定中央評議会代議員への指示(5協同組合運動)⁵¹」を起草している。協同組合運動について重要な記述があるが、ここでは指摘だけに留める⁵²。

これまでルソーのアソシアション論とマルクスのアソシエーション論をそれぞれ見てきた。次章では両者のアソシエーション論の関連を取り上げてみる。

Ⅲ. マルクスはルソーのアソシアション論から何を発見したか

1. 「クロイツナハノート」より

Ⅱで見たようにマルクスは資本主義的生産様式の発展過程のその内部において未来社会＝アソシエーションの萌芽形態を見出し、独自のアソシエーション論を確立した。そこで、アソシエーション論の形成過程を若きマルクスにまで遡って、マルクスがどのようなにしてアソシエーション論を築き上げてきたのかを見ていくことにする。若きマルクスの思想形成で重要な時期は、青年ヘーゲル派との出会いであろう。マルクスは文学から哲学批判、そして、宗教批判から政治学批判、さらには経済学批判と研究領域を進化させていったのである。マルクスはヘーゲル哲学をはじめ国家論、宗教論を自らの理論的＝思想的中核として学んでいくが、真の人間の解放を目指す上で、ヘーゲルの思想的体系に批判的にならざるを得なかった。この過程の中でルソーの思想との出会いが

あり、彼から多くの影響を受けたのである。有能な若きマルクスの人物像の一端を垣間見ることのできる、青年ヘーゲル派のモーゼス・ヘスの手紙がある。

彼はまだ非常に若く、せいぜい24歳くらいだが、中世的な宗教と政治に最後に一撃を加えるでしょう。彼はもっとも深い哲学的なまじめさともっとも辛辣な機知とを結び合わせています。ルソー、ヴォルテール、ドルバック、レッシング、ハイネ、ヘーゲルを一身に、つなぎ合わせるのではなくて、統合したような人物を想像してみてください。それがマルクス博士なのです。(1841年9月2日のアウエルバッハ宛の手紙⁵³)

若きマルクスの多様で才能豊かさと意志の強さが描かれていると同時に、ヘーゲルとともにルソーの思想を自らのものにしていくことがうかがえるものである。

若きマルクスは、1843年クロイツナハで抜粋ノートを作成し、諸国の歴史、国家論・国家制度について集中して抜粋している。その年の8月にはルソーの『社会契約論』からの詳しい抜粋が行われている。

ここでは、マルクスが『社会契約論』から抜粋した箇所、ルソーのアソシアション論に絞って検討することにする。特に、マルクスから『社会契約論』の中でどのようなことを重視したかを検討することにする。

2. 抜粋箇所から見えるもの

「クロイツナハノート」におけるルソーの『社会契約論』からの抜粋は、1843年MAGA第IV部門第2巻に11ページにもわたって書かれている。全97箇所から抜粋されている(第1篇25か所、第2篇43か所、第3篇28か所、第4篇1か所)。associationに関する箇所はほぼ抜き書きされている。強調箇所はあるが、マルクスのコメントは1か所もないため、マルクスの考えを明確に伺い知ることは出来ない⁵⁴。

マルクスの「クロイツナハ抜粋ノート」から association を含む文章を提示しておく。

- 1 「各構成員 (de chaque associé) の身体と財産とを、共同の力のすべてを捧げて防衛し保護する結社形態 (une forme d'association) を発見すること。そして、この結社形態は、

⁵⁰ マルクス「国際労働者協会創立宣言」(ロンドン1864年)『マルクス・エンゲルス全集』第16巻、大月書店、P3-11。

⁵¹ マルクス「暫定中央委員会代議員への指示5共同組合運動」(ジュネーヴ1866年)『マルクス・エンゲルス全集』第16巻、大月書店、P194-195。

⁵² 筆者は札幌唯物論研究会2014年度第3回研究会で「『資本論』における協同組合論の位置づけ」を報告する。2015年3月7日。

⁵³ A. コルニユ、W. メケル著 武井勇四郎訳『モーゼス・ヘスと初期マルクス』未来社、1972年、P32-33。同書注16(P46)には、「この手紙はツィロシチによって全面的にAGSA.jg.X(1922)S.411f.に収録された。さらにMEGA,11/2.S.260f.に転載された。(HBS.79f)」と書かれている。

⁵⁴ 長山雅幸「マルクスの思想形成と『社会契約論』——「クロイツナハ・ノート」ルソーの抜粋の意義——」『商学論集』第56号第2号、福島大学経済学部1987年12月、P128。長山氏は「抜粋のほかには、内容整理のためのごく簡単なコメントと欄外の線引きが僅かにあるだけ」と記している。

それを通して各人がすべての人と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前の同じように自由なままでいられる形態であること。これこそ根本的な問題であり、社会契約がそれに解決を与える。(MEGA、4/2、S.91、ルソー『社会契約論』、P27)

- 2 諸個人に何らかの権利が残されるとすれば、彼らと公衆〔＝人民〕とのあいだにたつて裁きをつけることができるような共通の上位者はだれもいない以上、各人はある点で自分自身の裁判官であることになり、やがては、あらゆることについて裁判官であることを主張するようになるからである。そうすると、自然状態が存在するようになり、結社 (l'association) は必然的に圧制的になるか、空虚なものとなるだろう。(MEGA、4/2、S.92、同上、P28)
- 3 この結社行為 (cet acte d'association) は、直ちに各契約者の個々の人格に代わって、一つの精神的で集合的な団体を生み出す。その団体は、〔これを設立する〕集会の有する投票権と同数の成員からなり、この同じ結社行為 (cet acte d'association) から、その統一、その合同の自我、その生命、その意思を受ける。……。(MEGA、4/2、S.92、同上、P29)
- 4 部分的結社 (des associations partielles) である徒党が大結社 (de ces associations devient) 〔＝政治体〕を犠牲にしてつくられると、これらの部分的結社の各々の意志は、その構成員に対しては一般的であるが、国家に対しては特殊になる。その場合には、もはや人々と同じ数の投票者があるのではなくて、部分的結社と同じ数の投票者があるにすぎなくなると言えよう。(MEGA、4/2、S.94、同上、P47)
- 5 法律とは、本来社会的結合 (de l'association civile) の諸条件以外の何ものでもない。法律に従う人民が法律の作成者でなければならない。社会の諸条件を規定する権限は、結合している人々 (qu'à ceux qui s'associent) だけに属する。(筆者注 抜粋なし) (MEGA、4/2、S.96、同上、P61)

ほぼ、ルソーの『社会契約論』に記載した association に関するところと同じである。しかし、残念ながら、「抜粋ノート」にはマルクスによるルソーの association への見解は書かれておらず、『社会契約論』についても同様である。ただマルクスは association をほぼ抜粋していたので、association に着目していたことは明らかである。またルソーもマルクスも共通して理論的核心部分に association をもちいて表現しており、マルクスがルソーの association を学んでいることは想像することができる。しかし、他の抜粋箇所も幅広く抜き書きしているので、その特徴は正確には把握できなかった。

3. 『ヘーゲル国法論批判』と『ユダヤ人問題によせて』

若きマルクスは、『ライン新聞』の編集長を退いたあと、「みずからの立場の基礎の一部としていたヘーゲル法哲学批判の根本的枠組批判（国家間や法の理念）を徹底的検討しなおそうとする⁵⁵」。43年に、『社会契約論』から

の抜粋⁵⁶を終えた後、1843年夏に覚書『ヘーゲル国法論批判』を書き、44年に『ユダヤ人問題によせて』、『ヘーゲル法哲学批判序説』、『経済学・哲学草稿』、『ミル評註』を執筆している。この時点で、マルクスは唯物論的にヘーゲル批判を確立した。

(1) 『ヘーゲル国法論批判』と『社会契約論』

『ヘーゲル国法論批判』では、ルソーについて直接言及していないが、「真の人民主権」など何らかの形でルソーの『社会契約論』からの理論的反映が見られることは確かであろう。関連するであろうところを引用してみることにする。マルクスは、新社会を言及する上で最も重要な最初の文献である『ヘーゲル国法論批判』では、ヘーゲルの政治的国家と市民社会との二元論を批判し、両者の「分離」は、人間社会における対立的矛盾であると捉えている。さらに、君主制に対比する形で民主制を提起している。

もともと国民が全体的なものなのであるが、君主制においてはこの全体的なものとしての国民はそれの定在諸様式の一つである政治的体制のもとへ包摂されており、民主制においては体制そのものはただ国民の一つの規定、しかも自己規定としてのみあらわれる。われわれは君主制において体制の国民をもち、民主制において国民の体制をもつ。民主制はあらゆる体制の謎の解かれたものである。ここでは体制はたんに即自的、本質的にのみならず、また現存的、現実的にも、その現実的根拠である現実的人間、現実的な国民のなかにつねに連れ戻されている人間自身、国民自身の業として定立されている。体制は人間の自由な産物というそれ本来のあり方においてあらわれる。(『ヘーゲル国法論批判』『マルクス・エンゲルス全集』第1巻、大月書店、P263)

ヘーゲルは国家から出発して、人間を主体化された国家たらしめ、民主制は人間から出発し、国家を客体化された人間たらしめる。宗教が人間を創るのではなくて、人間が宗教を創るように、体制が国民を創るのではなくて、国民が体制を創る、ある点では民主制と爾余のあらゆる国家形式との間柄は、キリスト教徒と爾余のあらゆる宗教との間柄のようなものである。キリスト教の勝義の宗教、宗教の本質、神化された人間が一つの特殊な宗教としてあるあり方である。同様に民主制はあらゆる国家体制の本質、社会化された人間が一つの特殊な国家体制としてあるあり方であり、それと爾余の国家体質との間柄は、類とそれの諸々の種との間柄のようなものがあるが、……。人間が掟のために在るのではなく、掟が人間のために在るのであり、掟は人間的定在であるのにたいして、他の国家諸形式においては、人間が掟的定在である。これが民主制の根本的相違点である。(『ヘーゲル国法論批判』『マルクス・エンゲルス全集』第1巻、大月書店、P263-264)

マルクスは、ここで民主制においては、「体制は自己規定」として現れ、現実的根拠である「現実的人間、国民」

⁵⁵ 都塚登「訳者解説」『ユダヤ人問題によせて ヘーゲル法哲学批判序説』（カール・マルクス著）、岩波書店、1974年、P169。

⁵⁶ 『社会契約論』の抜粋は、「クロイツナハノート」といわれる5冊の抜粋ノートの「II」と記載されているノートに書かれている。詳細は、長山雅幸「マルクスの思想形成と『社会契約論』——「クロイツナハ・ノート」ルソーの抜粋の意義——」『商学論集』第56号第2号、福島大学経済学部1987年12月、P127-129に記載されている。

に連れ戻され、体制は「人間の自由な産物」となると捉える。また民主制では、「人間から出発」し、民主制は「社会化された人間」が「国家体制を創り」、「一つの特権的な国家体制」であるという。さらに、「掟が人間のため」であり、「掟は人間の定在がある」というのである。

それに対して、ルソーによると、各構成員一人ひとりつまり諸個人が一般意思のもとで契約を結んで結社(association)を結成し、この結社を通して「各人が全ての人と結びつき」ながら、「自分自身しか服従」せず、「以前と同じ自由のまま」でいられるのが、「結社行為」であるであり、「社会契約」なのである。

両者を比較してみると、主体たる人間＝社会化された人間をはじめ、体制が「人間の自由の産物」＝各人が全ての人と結びつき「以前と同じ自由のまま」、「掟は人間のため」＝各個人が自分の意思で契約を結ぶなどとそれぞれ対応していることが見て取れ、マルクスがルソーの「アソシアション」論を意識していることが明らかである。

またマルクスは「身分制と代議制」を考察する中で次のように述べている。

政治的諸身分を社会的諸身分に変え、そのためにキリスト教徒が天国にあっては平等で、地上にあっては不平等であるように、個々の国民が彼らの政治的世界の天国であって平等で、社会の地上的生活にあっては不平等となるようにしたのは、歴史の一進歩である。政治的諸身分の市民的諸身分への本来の転化は絶対王制において行われた。官僚制は国家の内なるさまざまな国家を向こうにまわして統一の理念にものをいわせた。それにも関わらず絶対的統治権の官僚制とならびさえて、諸身分の社会的区別は一つの政治的区分をやめなかった。それは絶対的統治権の官僚制の内部での、そして官僚制と並ぶ政治的区別だったのである。フランス革命が始めて政治的諸身分の社会的諸身分への転化をやり遂げた。換言すれば、市民社会の諸々の身分別を単に社会的と言うだけの区別にしたのである。政治的生活と市民社会の分離はこれでもって完了していたのである。

(『マルクス・エンゲルス全集』第1巻、大月書店、P319-320)
(注 下線は引用者による)

ただ特徴的なのは無産の状態と直接的労働、具体的労働の身分とは、市民社会の一つの身分をなすよりもむしろ土台をなし、市民社会の諸サークルはその上へののっかり、その上で動くという点のみである。

(『マルクス・エンゲルス全集』第1巻、大月書店、P320)

マルクスは、商品生産が拡大的に浸透し、資本主義社会が生成発展するなかで、中世社会の人格的依存関係や政治的身分が否定され、封建制社会が解体し、市民社会は私的所有をもとづく労働を土台に、「個人的自由意志を原理とする動的な、固定的でないサークル」として出来上がり、「金と教養が主な標識である⁵⁷⁾」という社会の到来をとらえている。資本に先行する諸社会＝「古い市

民社会」は、国家と直接的同一性のままであった。つまり、「市民社会の諸身分なるものと政治的意義における諸身分は同一⁵⁸⁾」であったのであり、それは「市民社会が政治的社会であったからであり、市民組織の原理が国家の原理であったからである⁵⁹⁾」と考えた。例えば「財産とか家族とか労働の様式とかのような、市民生活の諸要素は、領主権、身分、職業集団といった形で、国家生活の要素まで高められていた⁶⁰⁾」ように、市民社会と国家との直接的同一性と捉えるのである。マルクスによると、近代市民社会は、この国家との直接的同一性を分離させるために、政治的解放によって国家を解体すること、つまり政治的解放は「人民から疎隔された国家制度が、つまり支配者の権力が、よってたつところの、古い社会の解体である。政治的革命は、市民社会の革命である⁶¹⁾」と述べ、古い社会の性格は何かと問い、ずばり封建社会と答えている。しかし、ルソーの時代ではまだ「私的所有のもとづく労働を土台」とする認識には完全には達していなかったのである。そこでは、抽象的原理としての人民による一般意思による社会契約に基づくアソシアション社会を構想したのである。

(2) 『ユダヤ人問題によせて』と『社会契約論』

マルクスは、『ユダヤ人問題によせて』の中で「政治的人間の抽象化をルソーが次のように描いているのは正しい」と述べ、ルソーの『社会契約論』を詳細に引用している。この引用箇所は、『クロイツナハノート』の抜粋とマルクスの強調箇所もほぼ同じであり、抜粋ノートをもとに書かれたものと思われる⁶²⁾。

一つの人民に制度を与えようと企てるほど人は、いざば人間性(筆者注 強調はマルクス)を変えることが出来るという確信を持っていなければならない。それだけで一つの完全で孤立した全体を成している各個人を、この個人にある意味で生命と存在を与えるいっそう大きな全体の一部に変え(筆者注 強調はマルクス)、人間の本質を強化するためにこれを変質させ……身体的、独立的な存在を、部分的(筆者注 強調はマルクス)、精神的存在に置き換える。……立法者は人間からその固有の力を取り上げ、それに代えて、これまで無縁であった力、他人の援助がなければ使用できない力を与えなければならないのである。自然的な能力が死滅してゆくにつれて、それだけ新たに得た力が大きく、永続的となり、その制度もまた堅固で完全なものになる。それゆえ、各市民が、他の市民のすべての援助がなければ、単独では何ものでもなく、また何ごともできず、そして、全体によって獲得された力がすべての個人の自然的な力の総和に等しいか、あるいはそれよりも大きい場合、立法はそれが到達しうる最高の完成度にあると言える。(『マルクス・エンゲルス全集』第1巻、大月書店、P406)

⁵⁸⁾ 同上書、P310。

⁵⁹⁾ 同上書、P311。

⁶⁰⁾ 同上書、P311。

⁶¹⁾ 同上書、P404。

⁶²⁾ 長山雅幸「マルクスの思想形成と『社会契約論』——「クロイツナハ・ノート」ルソーの抜粋の意義——」『商学論集』第5号第2号、福島大学経済学部1987年12月、P140-141。

⁵⁷⁾ マルクス『ヘーゲル国法論批判』(1843年)、『マルクス・エンゲルス全集』第1巻、大月書店、P320。

ここの箇所は、ルソーが何を言い、マルクスがルソーの見解（「政治的人間の抽象化」）をなぜ正しいと言ったのかについて論争になっているところである。そこで、主要な論者である平田清明氏と田畑 稔氏の見解を取り上げ、私見を述べることにする。尚、田中吉六氏は、「ルソーを『政治的人間の抽象化』と描くマルクスの誤り」という独自の立場を展開していることを指摘しておく⁶³。

①平田清明氏の見解

「市民社会派マルクス主義者⁶⁴」である平田氏は、著書の注⁶⁵でマルクスが引用した上記のルソーの文章の中の「固有の力」は「マルクスの Kommunismus の一思想⁶⁶ 源泉をなすもの」であると指摘し、『社会契約論』の長文の引用で、特に「自己自身の生活で完全だが孤独の全体であるところのおのおのの個人を、この個人が自己の生活と自己の生存を何らかの仕方で享受するところの、より大なる一全体に、転化させること⁶⁷」の箇所について、マルクスは、「これが問題だとルソーがみなしていることに、ふかい注意をはらっております」と、平田氏は述べている。さらに「ルソーこそが、契約にもとづく民主的国家における社会的人間の抽象化を批判的に指摘した人物である⁶⁸」と肯定的に評価している。はたしてそうであろうか。この点については、「③筆者の見解」のところでも改めて検討する。

平田氏は、マルクスとの関連で、次のように述べている。「マルクスの Kommunismus が、このルソー的な個体 = コミュニオン思想のうえに立っていること」は明白であり、「政治的人間の抽象化」をルソーからまなんで、マルクスが彼の Kommunismus を展開したことにかさねて注意を喚起したい⁶⁹と強調している。筆者も基本的には同意するが、より正確に言えば、「マルクスのアソシエーション」であり、「ルソーのアソシアシ

オン思想」であるのが適切である。

②田畑稔氏の見解

田畑氏によると、「マルクスは的確に見抜いているように、この文章は、ルソーの『アソシアシオン契約』の（共同意志を形成しようとする当事者たちに対して有している）内在性が、あくまで形式的内在性にとどまっております、実質的超越性を不可分にともなうものであることを、如実に示している⁷⁰」と、マルクスの指摘を肯定的に述べている。その根拠をルソーがここで述べているのは「立法者」であり、ルソーにとって「立法者」は「神々」のような超越性を要請され、彼が起草し人民に共有されるべき「法」が、「アソシアシオン契約」当事者たちにとっても大なる超越性を有しており、したがって、ルソーは「人民」ないし「市民」は、「政治的な人間」という抽象を表現するのにとどまった」とマルクスが指摘したと述べている。

さらに田畑氏は、マルクスはルソーと2点で自己区別しようとしていると整理する⁷¹。

第1は、「経験的生活」や「個人労働」や「個人的諸関係」の中で、「市民社会」という形態で編成されている生活世界の中で、諸個人が「類的存在者」とならなければならないのである。マルクスにとっては、「政治的解放」と「人間的解放」との決定的分岐点であった⁷²と言う。

第2は、「マルクスは、ルソーが人間の『固有の諸力』を個々人が『自身だけ完全かつ孤立せる全体者』でありうる『諸力』、『身体的独立的生存』を自分だけで維持する『諸力』すべきだとも主張している⁷³」と言うのである。

以上の諸点について、筆者も基本的に肯定できると考える。「③筆者の見解」でも詳しく述べるが、マルクスがルソーの見解（「政治的人間の抽象化」）をどう理解したかという点、「政治的解放」の限界と真の「人間解放」との関係についての田畑氏の見解は評価できる。

③筆者の見解

ルソーはマルクスの引用した一文で何を述べようとしたのか。そして、マルクスはそこから何を学んだのかを考えてみる。

マルクスが引用したのは、『社会契約論』第2篇第7章「立法者について」である。ここでルソーは立法者

⁶³ 田中吉六『マルクスからルソーへ』農村漁村文化協会、1980年、P34-42。

⁶⁴ 植村邦彦『市民社会とは何か—基本概念の系譜—』平凡社、2010年、P214-223。なお、植村氏は、平田氏が1982年の『経済学批判の方法叙説』（岩波書店）で「マルクスの社会変革の理念が『市民社会』ではなく『アソシアシオン』を認識し、『市民社会派マルクス主義』の中心人物自身が、『市民社会論』から離脱して『市民社会』概念を修正し、『市民社会派』から『アソシエーション』へと転回した」（植村邦彦『市民社会とは何か—基本概念の系譜—』平凡社、2010年、P251）と指摘している。

⁶⁵ 平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店、1769年、P201-202。

⁶⁶ 同上書、P202。

⁶⁷ マルクス『ユダヤ人問題によせて』（1843年）『マルクス・エンゲルス全集』第1巻、大月書店、P406-407。但し、訳文は平田清明氏の前著による。

⁶⁸ 平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店、1769年、P202。

⁶⁹ 同上書、P202。

⁷⁰ 田畑稔、『増補新版 マルクスとアソシエーション—マルクスの再読の試み—』新泉社、2013年（初版本1994年）、P59。

⁷¹ 同上書、P60。

⁷² 同上書、P60。

⁷³ 田畑稔、『増補新版 マルクスとアソシエーション—マルクスの再読の試み—』新泉社、2013年（初版本1994年）、P60。

の必要要件と、その資質について述べている⁷⁴。立法者は、「それぞれの国民に適した最良の社会規範を発見するためには、優れた知性⁷⁵」が必要であり、その知性は、人間の情念を知り尽くし、人間の幸福のために喜んで心を砕く、「神々」のような存在である。また、立法者は立法権とは関わってはならないことも指摘している。

次にマルクスの引用箇所を検討してみよう。なお、訳文は作田訳〈白水社〉を用いている⁷⁶。

第1に、立法者は、人民の「人間性を変える力〈注 強調はマルクスによる〉」があり、その「人間性」を変えらるゝとは、「それだけで一つの完全で孤立した全体を成している各個人」を、この個人に「生命と存在を与えるいっそう大きな全体の一部」に変え、「人間の本質を強化するためにこれ(注 人間の本質)」を変質させ、「自然から受け取った身体的、独立的存在」を、「部分的、精神的な存在」に置き換えることなのである。つまり、各個人がまだ社会契約をなしていない、バラバラで孤立している状態から、各個人が一般意思にもとづいて社会契約を結び、「一つの精神的で集合的な団体⁷⁷」を結成して、その規範たる法を制定した後は、人間が本来持っている個々人の身体的、独立的存在、自然的自由⁷⁸を、集合体の部分的存在、精神的存在、社会的自由、さらには道徳的自由へと発展させるようとするのである。

第2に、ルソーがいう「固有の力」とは何かである。ルソーによると、立法者は「人間からその固有な力を取り上げ、それ(注 固有な力)を代えて、これまで無縁あった力、他人の援助がなければ使用できない力⁷⁹」を与えなければならないのである。立法者は社会契約のもとづく法を作成するにあたって、人間の固有の力に代えて、これまで無縁であった力＝他人と共同でなければ使用できない力、つまり、社会契約による人民の結合された力を与えるのである。以上のことから立法者が取り上げた「固有の力」とは、人間が本来もっている自然の力＝本性に違いがないことがわかる。ルソーは、一般意思にもとづく社会契約によってこの「固有の力」は失うが、社会契約のよって人民の結合した意思によって、全体のよる力を獲得するのであると考

えるのである。

第3に、マルクスが、「政治的人間の抽象化をルソーが次のように描いているのは正しい⁸⁰」というのはいくつことであろうか。

ルソーがここで描いた人間は、社会契約によって結合された人間であり、集合体の部分的存在、精神的存在であり、社会的自由を獲得した人間である。つまり、彼らは精神的で集合的な団体＝政治体を構成する市民(citoyens)なのである。ルソーは、市民(citoyens)が理性をもち、道徳的にも潔癖で、構成員全員の公共の福祉を追求する理想の政治的社会を築くことを願っていたのである。しかし、それを導くのが立法者であり、田畑氏が指摘しているように、立法者は神々という超越的存在であり、彼が起草した法に導かれる、「アソシエーション契約」当事者＝市民(citoyens)自身も超越的存在にならざるをえず、まさに抽象的人間として認められるのである。

また、マルクスは、ルソーからの引用の前の箇所で、次のように書いている。「政治的人間(citoyens)」が「たんに抽象的された人為的な人間であり、寓意的な、法人としての人間であるに、市民社会の一員としての人間は、その感性的・個別的・直接的なあり方における人間であるからである⁸¹」。つまりマルクスは、「市民社会の一員としての人間〈ブルジョア〉」と区別して、「政治的人間(citoyens)」は「抽象的された人為的な人間」であると規定しているのである。

さらに、マルクスは、政治的解放とは、「一方では市民社会の構成員への、利己的な独立した個人への、他方では市民(citoyens)への、法人への人間の還元である⁸²」と述べ、「人間的解放」を以下のように締めくくっている。

現実の個別的な人間が、抽象的な市民を自分のうちに取り戻し、個別的な人間のままでありながら、その経験的な生活において、その個人的な労働において、その個人的な関係において、類的存在になったときにはじめて、つまり人間が自分の「固有の力(forces propres)」を社会的な力として認識し組織し、したがって社会的な力をもはや政治的な力の形で自分から切り離さないときにはじめて、そのときにはじめて、人間的解放は完成されたことになるのである。(『マルクス・エンゲルス全集』第1巻、大月書店、P407)

以上のことからマルクスは、ルソーの「人民」あるいは「市民」が「政治的人間という抽象」に止まっていることを批判し、真の人間的解放は、政治的革命によって

⁷⁴ 「立法者」については、本論文「(7) 立法者(Législateur) といかなる存在か」(P7-8)で述べている。

⁷⁵ ルソー『社会契約論』、P163。

⁷⁶ 同上書、P64。なお、マルクス『ユダヤ人問題によせて』(1843年)『マルクス・エンゲルス全集』第1巻、P406、参照。

⁷⁷ 同上書、P29。

⁷⁸ 同上書、P35。ここで、「自然的自由」、「社会的自由」、「道徳的自由」について取り上げている。

⁷⁹ 同上書、P64。

⁸⁰ マルクス『ユダヤ人問題によせて』(1843年)『マルクス・エンゲルス全集』第1巻、P406。

⁸¹ 同上書、P406。

⁸² 同上書、P407。

獲得した、政治的国家から分離した市民社会＝欲望と労働と私権の世界そのものの中で、類的存在としての人間、抽象的人間、政治的人間＝市民を取り戻し、現実的な個人的人間が類的人間になることによって完成すると結論付けたのである。つまり、マルクスのアソシエーションには、ルソーのアソシアシオンにある「古い市民社会」の「否定」の上に築かれた私的所有にもとづく近代市民社会からの「真の人間解放」が描かれており、そこには『資本論』の「否定の否定⁸³」の思想が見られるのである⁸⁴。

そこで、平田氏の見解に立ち返ってみる。平田氏は、「ルソーこそが、契約にもとづく民主的国家における社会的人間の抽象化を批判的に指摘した人物である⁸⁵」と、ルソーは果たして「社会的人間〈citoyens〉を批判的に捉えていただろうか。これまで見てきたように、マルクスは、市民革命＝政治的革命を経るなかで、理性的で抽象的な政治的な人間〈citoyens〉ではなく、現実的で利己的な個人的人間〈ブルジョア〉を肯定的に評価し、彼らこそが本来の人間であると見たのである。しかし、ルソーは、抽象的で政治的な人間〈citoyens〉が国家の規範的な理念であるアソシアシオンの担い手として肯定的に見たのである。両者の違いは、二人の資本主義社会の形成における時代的違いが反映しているのではないか。

4. ルソーのアソシアシオン論とマルクスのアソシエーション論の共通点と相違点

改めてルソーのアソシアシオン論とマルクスのアソシエーション論を整理してみる。

人格の依存関係に基づく経済外的強制と政治的支配を打ち破り、商品経済が広がり、資本主義的生産様式が形成される前段階、つまりマルクスの表現を借りるならば「直接的な形で政治的性格」をもった「古い市民社会⁸⁶」から解放の段階でのルソーのアソシアシオン論であり、機械と大工業の発展による社会的生産力の高度化によ

る、自分の足で立つ、独自の資本主義的生産様式の確立段階でのマルクスのアソシエーション論なのである。マルクスはルソーのアソシアシオンから何を発見したのであろうか。そこで二人のアソシエーションの共通点と相違点を探ってみる。

(1) ルソーのアソシアシオンとは

人民（periple）が、一般意思にもとづいて契約を結び「共同の力ですべてを挙げて防衛し保護する結社形態⁸⁸（＝アソシアシオン）」を形成し、市民（citoyens）として主権を行使し、臣民として国家に義務を負うのである。人民としての主権の行使は市民社会の主権者として民会に参加し、全会一致で憲法を制定する立法権の行使と、委託している政府形態と行政官の同意と解任行為である。ルソーが目指していた理想社会は、理性ある市民（citoyens）による一般意思に基づく自由で平等な結合体であり、私的利益を追求するブルジョア的な政治体ではないのである。このようにルソーはあくまでも国家・政治レベルでのアソシアシオン社会を追求したのである。

(2) マルクスのアソシエーションとは

資本主義社会システムの中の資本主義的生産様式内で主体的能動的に労働する自由な諸個人のアソシエーションである。アソシエーションは、私的所有にもとづく私的労働による私的生産の内部から資本の矛盾の展開の結果として、その反対物である社会的所有にもとづく労働する諸個人による社会的生産が生み出され、転化し、止揚する過程なのである。そのとき、「資本主義的生産様式の内部で、自覚しアソシエイトした労働する諸個人が、資本主義的生産様式に換えてアソシエイトした労働の生産様式を打ちたてるという目的を実現するために行う、資本主義的生産様式にたいするこのような目的意識的なかかわりこそ、資本主義社会という母体そのものの息みであり、アソシエーションを産み落とすための最後の踏ん張りなのである⁸⁹」。

(3) 両者のアソシエーション論の決定的な相違点

ルソーもマルクスも理想の社会を構築するために自立した自由な諸個人の結合を問題にしている。したがって、その結合に担い手が誰なのか。社会のどの側面での結合を問題にしているのか。これら2点が二人のアソシエーション論の分岐点になるであろう。

①社会の担い手を誰に求めたか

ルソーのアソシアシオンの主体的な人間はどのような人物なのか。ルソーはアソシアシオン社会の担い手を自由な諸個人の結合でした主権者であり、分割も譲

⁸³ マルクス『資本論』第1部第7編第24章、P1301。「資本主義的生産様式から生まれた資本主義的取得は、それゆえ資本主義的な私的所有は、自分の労働にもとづく個人的な私的所有の最初の否定である。しかし、資本主義的生産は、自然家庭の必然性をもってそれ自身の否定を生み出す。これは否定の否定である」。

⁸⁴ 田畑稔『増補新版 マルクスとアソシエーション—マルクスの再読の試み—』、新泉社、2013年（初版本1994年）、P61。田畑氏によると、ルソーもマルクスも、「アソシアシオン」以前のあり方を否定するが、ルソーは「人間の本性」「固有の諸力」の〈否定〉として了解するが、マルクスではこの〈否定〉は、「固有の諸力」である「社会的な力」の「取り戻し」的展開として、〈否定の否定〉と了解するとしている。たいへん参考になった。

⁸⁵ 平田清明『市民社会と社会主義』、岩波書店、1769年、P202。

⁸⁶ 中川弘『マルクス・エンゲルスの思想形成—近代社会批判—』、創風社、1997年、P33。

⁸⁷ ルソー『社会契約論』、P163。

⁸⁸ 大谷積之介「『資本論』とアソシエーション」 経済理論学会編『季刊経済理論』第53巻第4号、桜井書店、2017年1月、P59-60。

渡も出来ない主体ととらえ、つまり、その担い手である人民を社会契約にもとづく市民の集合体という抽象的で理性的で政治的権威のある市民 (citoyens) へと高めようと願望するのである。しかし、現実の市民社会の発展の中においては、私的でバラバラな商工業者であるブルジョアジーが台頭せざるをえないのである。ここで、理性的で共同の利益を追求する市民と利己的で私的利益を追求するブルジョアジーとの乖離のなかで人民の結合する社会を追求したのである。

この点をマルクスは次のように指摘する。「現実の人間は利己的な個人の姿ではじめてみとめられ、真の人間は抽象的市民の姿ではじめてみとめられる⁸⁹⁾」。

マルクスは労働する自由な諸個人が本源的な主体であり、生産を担う生きた具体的な人間であり、アソシエーション組織を彼らの主体的、能動的で自由な結合であるとしてとらえる。その主体は資本主義社会の「墓掘り人⁹⁰⁾」のプロレタリアートであり、さらに新社会を担っているアソシエイトした諸個人による、真の人間の解放のアソシエーションであるとしてとらえるのである。

このように二人のなかでは、社会を担う決定的な違いがある。

②アソシエーションの舞台をどこに求めたか

ルソーのアソシアシオンは、政治体が主要な舞台であり、理想とした社会は、「欲望、私利、私権の世界」＝市民社会ではなく、理性的で抽象的な政治的市民 (citoyens) からなる政治的社会に求めたのである。

マルクスのアソシエーションは、本論文「Ⅱ マルクスのアソシエーション」からも明らかなように、主要な舞台は、資本主義社会の質を規定する経済的側面＝資本主義的生産様式であり、そこから、生み出される「アソシエイトした生産様式」にもとづく未来社会の形成過程である。ただし、経済的側面から政治的・法的側面へ反映させるとともに、政治的・法的側面からの経済的側面に働きかけ。社会的生産力の発展により、最終的には、アソシエーション社会システムが完成した段階では、政治的、総括的国家は静かに死滅していくのである。

あ と が き

1. 明らかになったこと

これまで述べてきた繰り返しになるが、順不同で整理

してみる。

第1に、ルソーのアソシアシオンは、人民が、公共の福祉をめざし、一般意思にもとづき社会契約を結び、政治体を構成する。人民は主権者であり、立法権を行使し、民会において憲法を形成する。また、行政官に執行権を委託して、政府の運営を行わせる。人民に行政官の解任の権利がある。

ルソーは、ギリシアやローマの歴史的に先行する経験から学び、スパルタをモデルにしながら近代市民社会の政治体に生かしていった。アソシアシオンの担い手は人民であり、政治的主体の市民 (Citoyens) と勃興する経済的主体の商工業者 (ブルジョアジー) であるが、社会の構成員である両者の乖離＝政治的国家と市民社会の分裂が露呈する時代的条件の中で登場し、自由で平等な市民が全員の利益を実現する政治共同体を理想として思考したのである。ルソーの『社会契約論』には「古い市民社会」＝封建社会を打ち破る市民が描かれているが、市民社会 (商品経済による商業社会) を生み出すが、それは私的所有を前提とした社会であり、貧困や不平等、疎外を解決出来ない社会であり、真の人間解放にはいたらなかったのである。

第2に、マルクスのアソシエーションは、アソシエイトした生産様式から資本主義社会を見ているのである。その実践的主体は、労働者階級から転化した自由で労働する諸個人である。アソシエーション社会は、資本主義的生産様式の内部から産み出されるので、その過渡形態が重要な役割を果たすのである。

第3に、マルクスはルソーのアソシアシオンから学んだことは、「クロイツナハノート (1843年)」の『社会契約論』の抜粋を見ても明らかである。マルクスの理論はルソーやヘーゲルの国家論を乗り越え、19世紀前半のイギリスやフランスの初期社会主義運動、協同組合運動から非国家的アソシエーションを理論的にも実践的にも学び、『資本論』による経済的視点に立って資本主義的生産様式を分析することにより、真のアソシエーション論に到達し、未来社会の展望を切り開いた。若きマルクスがそれよりも早い段階でルソーの『社会契約論』の国家論的視点からのアソシエーション論を学んでいたことはマルクスのアソシエーションを豊かなものにするうえで重要であった。

2. 残された課題

第1に、ルソーのアソシアシオン論の原点ともいえるものはなにかである。ルソーは、だれから「アソシアシオン」を学び、その理論を構築したのか。その源流を明らかにしたい。また、ルソーの他の幅広い著作、『告白』、『エミール』、『山からの手紙』などからも学び、「アソシアシオン」の理解につながる文脈を見出したい。

⁸⁹⁾ マルクス『ユダヤ人問題によせて』(1843年)『マルクス・エンゲルス全集』第1巻、P406。

⁹⁰⁾ マルクス・エンゲルス『共産党宣言』(1848年)『マルクス・エンゲルス全集』第4巻、P487。

第2に、マルクスのアソシエーション論を『資本論』だけでなく、『経済学批判要綱』、『ゴータ綱領批判』など他の文献からも深めたい。また今回取り上げることでできなかったオーエン、サンシモン、フーリエなど初期社会主義者からどのように学んだのかを特に協同組合論的視点、過渡期論的視点、未来論的視点などから追究してみたい。そして、マルクスのアソシエーション論をルソーのような国家論的アソシアシオンと初期社会主義者の協同組合論的なアソシエーション論とをどのように批判的に取り入れ、さらに豊かで創造的なアソシエーション論を構築したのかを明らかにしたい。

参考文献

- 秋葉節夫「アソシアシオン論の端緒的形成」『社会文化研究』第29巻 広島大学総合科学部紀要Ⅱ 2003年
- 有井行夫『新版 株式会社の正当性と所有理論』桜井書店 2011年（初版 1991年）
- 植村邦彦『市民社会とは何か—基本概念の系譜—』平凡社 2010年
- 大谷禎之介『マルクスのアソシエーション論—未来社会は資本主義になかに見えている—』桜井書店 2011年
- 大谷禎之介・平子友長編『マルクス抜粋ノートからマルクスを読む—MEGA第Ⅳ部門の編集と所収ノートの研究—』桜井書店 2013年
- 大谷禎之介『マルクスの利子生み資本論』全4巻 桜井書店 2016年
- 「『資本論』とアソシエーション」経済理論学会編『季刊経済理論』第53巻第4号 桜井書店 2017年1月
- 神山義治「書評 大谷禎之介『マルクスのアソシエーション論—未来社会は資本主義になかに見えている—』」日本科学者会議編『日本の科学』第48巻第3号 本の泉社 2013年
- 河野健二編『資料フランス社会主義』平凡社 1979年
- 基礎経済科学研究所『未来社会を展望する—甦るマルクス—』大月書店 2010年
- 桑瀬章二郎編『ルソーを学ぶ人のために』世界思想社 2010年
- 小林淑憲「『人間不平等起源論』とジュネーヴ共和国との関連についての一考察」北海学園大学経済学部『北海学園大学論集』第56巻2号 2006年
- 「『社会契約論』は普遍理論だろうか？」北海学園大学経済学部『北海学園大学論集』第132号（2007年6月）なお2007年10月社会思想史学会全国大会で同名の報告を行っている。
- 「ルソーにおけるローマの民会論とジュネーヴ共和国」2012年度（第11回）韓国・日本政治思想学会シンポジウム 2012年7月6日 延世大学
- 「ジャン＝ジャック・ルソーに関する新しい統一的理解：永見文雄『ジャン＝ジャック・ルソー—自己充足の哲学—』（勁草書房2012年）」『北海学園大学経済論集』第62号 2014年
- 小松善雄「『資本論』の社会主義像—国家社会主義か、市場社会主義か、協同社会主義か（上）（中）（下）—」『立教経済学研究』第59巻第2号、第3号、第4号2、005年10月、2006年1月 2006年3月
- 「ロバート・オーエンと『資本論』—『資本論』の社会主義像（完）」『立教経済学研究』第60巻第2号 2006年10月
- 『社会思想史の窓』発刊会編『アソシアシオンの想像力—初期社会主義思想への新視角—』平凡社 1989年
- 田中吉六『マルクスからルソーへ』農山漁村文化協会 1980年
- 田中清助「マルクスにおける Assoziation の概念について」『社会学評論』第18巻第3号 日本社会学会 1967年
- 田畑稔『増補新版 マルクスとアソシエーション—マルクスの再読の試み—』新泉社 2013年（初版本1994年）
- 都築忠七編『資料イギリス初期社会主義—オーエンとチャーティズム—』平凡社 1975年
- 中野嘉彦『マルクスの株式会社論と未来社会』ナカニシヤ出版 2009年
- 中西洋『〈自由・平等〉と〈博愛〉』ミネルヴァ書房 1994年
- 長山雅幸「マルクスの思想形成と『社会契約論』—「クロイツナハ・ノート」・ルソー抜粋の意義—」『商学論集』第56巻第2号 福島大学経済学部 1987年12月
- 永見文雄『ジャン＝ジャック・ルソー—自己充足の哲学—』勁草書房 2012年
- 永見文雄他編『ルソーと近代—ルソーの回帰・ルソーへの回帰—』風行社 2014年
- 平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店 1969年
- 「J・J・ルソーの社会契約論—市民社会（再）形成の法則—」『市民社会思想の古典と現代』有斐閣 1996年